◎土森委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

本日の委員会は、「付託事件の審査などについて」であります。当委員会に付託された 事件は、「付託事件一覧表」のとおりであります。日程については、日程案によりたいと思 います。なお、委員長報告の取りまとめにつきましては、9日水曜日の委員会で協議して いただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については日程案などによりたいと思いますけども、これに御 異議ありませんでしょうか。

# (異議なし)

◎土森委員長 御異議なしと認めます。

なお、本日は第1委員会室において、12時30分から決算特別委員会の組織委員会が開催 されますので、11時45分頃をめどに早めに休憩に入らせていただきたいと思います。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けること といたします。

# 《観光振興スポーツ部》

◎土森委員長 最初に、観光振興スポーツ部について行います。

部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて 行おうと思いますので、御了承願います。

◎小西観光振興スポーツ部長 観光振興スポーツ部からの提出議案は、令和6年度一般会計補正予算議案の1件です。2ページ、議案説明書の補正予算統括表でございます。観光振興スポーツ部の補正予算額は、真ん中の列、補正額の一番下、計の欄にございますように6,700万円余りの増額をお願いするものでございます。

まず、観光政策課と地域観光課でございます。足元の状況を少しお話しさせていただきます。県内の主要観光施設の利用者数は、令和6年1月から8月までの累計で見ますと、昨年比でほぼ同程度と堅調に推移はしているものの、今年の4月以降の単月ごとを見ますと、昨年比で減少傾向に転じてまして、昨年の入り込み数からの反動減が生じている現状でございます。来春の「あんぱん」の放送を観光振興に最大限生かせますよう、県外からの誘客強化と県内周遊の促進、そして物部川流域における地域博覧会の開催支援に関する予算をお願いしております。

次に、スポーツツーリズム課でございます。先月閉幕しましたパリ2024オリンピック・パラリンピックでは、本県出身の4選手がメダルを獲得し、県民の皆さんのスポーツへの関心が大いに高まっているところだと思います。こうした機会を逃すことなく、次世代を担う子供や障害者のスポーツ環境づくりなどを通じたスポーツ参加の拡大や競技力の向上、

スポーツを通じた地域の活性化といったスポーツの振興を進めてまいります。また、JF Lで活躍する高知ユナイテッドSCはリーグ開幕戦から7連勝し、その後も勝利を重ね、 J3昇格が大いに期待されているところでございます。J3昇格に必要な施設条件を満た すためのホームグラウンドである春野陸上競技場の施設整備に関する予算をお願いしてお ります。

また、この総括表には記載しておりませんが、債務負担行為としまして国際観光課から、 開幕まで1年を切った大阪・関西万博に向けて、よさこい祭りと街路市をテーマとした催 事を開催するための予算をお願いしております。

そのほか報告事項が1件ございます。5月の業務概要委員会で御説明させていただきました県民体育館の再整備を中心としたスポーツ施設の在り方について、現在の検討内容や 進捗状況について御報告させていただきます。

詳細はそれぞれ担当課長より説明をさせていただきます。

最後に、3ページ、当部が所管する審議会、高知県スポーツ振興県民会議について資料をおつけしております。なお、直近では6月に開催しておりますが、前回の6月定例会におきまして当部からの議案がございませんでしたので、今議会において資料を提出させていただくものでございます。

私からの説明は以上です。

◎土森委員長 続いて所管課の説明を求めます。

## 〈観光政策課〉

- ◎土森委員長 最初に、観光政策課の説明を求めます。
- ◎中村観光政策課長 観光政策課の令和6年度9月補正予算案について御説明いたします。 1ページ目でございます。今回の歳出予算では、連続テレビ小説「あんぱん」の追い風 を最大限に生かすための事業費3,388万3,000円の増額補正をお願いしております。

資料右端の説明欄、観光振興推進事業費の1つ下、観光振興推進事業費補助金を御覧ください。これは、高知県観光コンベンション協会に対する補助金でございます。内容としましては、県外の旅行会社と連携して、地域ならではの文化や暮らしに触れる体験を含む旅行商品の造成、販売を行い、誘客を図るための経費となっております。

1つ下、観光キャンペーン推進事業費補助金は、どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会に対する補助金で、「あんぱん」に係る広報や受入事業を実施するための経費となっております。後ほど別資料で御説明いたします。

次の2ページは、債務負担行為の追加でございます。1つ目は、高知県観光コンベンション協会に対する観光振興推進事業費補助金のうち、高知駅前にありますこうち旅広場の令和7年度から令和9年度までの3年間の管理運営に関する5億3,061万8,000円の債務負担でございます。施設の清掃や警備、修繕などの管理運営に加え、イベントの実施、龍馬

パスポートの更新窓口などを委託業務として実施する予定としております。来年4月からの業務の委託に当たって、しっかりと企画提案の時間を確保するため、10月中にはプロポーザル方式により事業者を募りたいと考えており、債務負担をお願いするものです。

2つ目は、1ページ目で御説明しました「あんぱん」に係る増額補正に合わせて、今年の下期から来年度当初に向けて継続して執行が必要な経費の債務負担をお願いするものでございます。こちらも別資料にて御説明いたします。

3ページ目でございます。連続テレビ小説「あんぱん」を生かした観光振興の取組の案について御説明いたします。資料中頃の展開イメージを御覧ください。左の緑色のどっぷり高知旅キャンペーンでは、国内外からの誘客、県内各地への周遊を図ってまいります。右のピンク色の物部川エリアでの観光博覧会では、エリア内での受入環境整備、県内、近隣県からの誘客を図ってまいります。このような役割分担の下、連携して取り組むことで、「あんぱん」の効果をより大きなものとしてまいります。

資料下段には、スケジュールを記載しております。まず、今年度下期については、広報事業において、ポスター、のぼり旗の作成や、県外ゆかりの地との連携などに取り組んでまいります。また、1つ下の受入事業においては、アンパンマンミュージアムなどの拠点施設の磨き上げを行うなど、ドラマの放送に向け、着実に準備を進めてまいります。来年度、ドラマの放送される上期は、やなせ氏ゆかりの地や直接ドラマと関連の深いスポットを重点的にPRすることで誘客を図ってまいります。また、本県に来ていただいたお客様には、県内各地のキャラクターと地域の伝統文化や食を組み合わせ周知することで、県内各地への周遊を図ってまいります。ドラマが終了する下期は、やなせ氏関連の特別企画展やナイトイベント、国民文化祭などを中心に、キャンペーンで磨き上げた商品などを絡め、総合的にPRをしてまいります。

次の4ページでございます。こちらでは、「どっぷり高知旅キャンペーン」で、今年度 下期から来年度第1・四半期に行う「あんぱん」に係る具体的な取組の案を説明させてい ただきます。下線を引いております9月補正に係る取組を中心に説明させていただきます。

まず、左側、1 広報事業の(5) やなせ氏ゆかりの地などと連携したPRでございます。 県外には、新宿区をはじめとして、やなせ氏とゆかりのある地が多くございます。また、 全国8か所でやなせ氏の作品展を開催することも予定されておりますことから、そのよう な催事などと連携して、やなせさんのふるさと高知を紹介するイベントの開催や観光PR コーナーの設置などを行ってまいります。その下の(6) から(8) では、やなせさんの ふるさと高知を国内外に積極的にPRするためのツールを作成してまいります。

右側の2受入事業を御覧ください。(1)「あんぱん」放送開始前後に合わせた県内イベントの開催では、機運の盛り上げのため、初回放送の視聴会、いわゆるパブリックビューイングの開催など、特別イベントを予定しております。また、(2)から(4)においては、

スタンプラリーの実施や物部川エリアを中心とする周遊企画切符の広報への支援、市町村が実施するやなせ氏や漫画文化などを生かした取組への支援を行うことで、県内各地への周遊につなげてまいります。(6)やなせ氏キャラクター利活用の促進では、商品パッケージやイベントへの出演など、あらゆる場面でのキャラクターの活用を図るため、セミナーの開催などを実施してまいります。

このように、「あんぱん」の露出の高まりに合わせ、施策を展開し、誘客の拡大を図るとともに、お越しいただいた観光客の皆様には、やなせ氏のキャラクターと地域ならではの魅力を組み合わせて紹介することで周遊を促進してまいります。

説明は以上でございます。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎中根委員 今御説明のあったどっぷり高知旅キャンペーンと「あんぱん」を一緒にという中で、広報事業のところで交通広告があります。以前タクシーに協力をしていただいて、その広告を掲げていただいたら、幾らかの広告料をタクシー会社に支払うこともやりましたけど、今いろんな意味でタクシーなども大変な状況の中で、そういう広告の使い方もやる予定ですか。
- ◎中村観光政策課長 「らんまん」のときの展開だったと思うんですけれども、そのときはスキームとしましては交通のセクションで、国の補助制度でお金があったもので、タクシー会社にもお金をお支払いしながら広報が展開できたんです。今その施策があるのかどうか確認をしておるところでございます。あれば12月補正など考えていくことになろうかと思いますけれども、やはり交通広告というのは、バスとかタクシーに掲載することが広報にとって大きな力を持ちますので、お金はないですけれどもマグネットシールを作って、お願いしていく形は進めていこうと思っております。
- ◎中根委員 予算もいろいろ見ていただいて、必要な部分にはその対価もちゃんと支払うことができれば一番いいかなと思うんですけれど、御努力よろしくお願いします。
- ◎上治委員 今回、来年始まる連続テレビ小説「あんぱん」を生かした観光振興でやっていくわけなんですが、前回の「らんまん」のときも、そのエリアを中心としながら県下全体に広めて高知県全体の観光として生かしていきたいとの説明の中でスタートした。それはそれで一生懸命やられたと思うんですが、例えば東部であったら安芸のあそこまでは行ってもそれ以上は行かないとか、あるいは西のほうも佐川の辺までで、あとは十分に効果が出てなかったとかいうことがあったんです。今回も物部川エリアそれぞれの自治体が中心ともなり、博覧会を一生懸命しようとして、かなり盛り上がっていける可能性は大変高いと思うんですが、「らんまん」でなぜ全体に広がらなかったのかということを受けて、今回はこのどっぷり高知旅キャンペーンを、県内全体へどう持っていこうとするのかがもう一つ見えてこん。何かそれへ向けての取組をする、あるいは物部川は確かに新聞で見ると

それぞれのところでよく会を開いているけれども、今回の「あんぱん」を生かした観光振 興ということでいけば、県内全体の市町村との会であるとか、前回検証した中でこういう ところを生かして、もっとこういうふうにすればいけるとかいうような状況はどんなんで すか。

- ◎中村観光政策課長 「らんまん」のときとの違いは、上治委員も言っていただいていましたけれども、どっぷり高知旅キャンペーンと「あんぱん」2本立てになっているところが一つポイントじゃないかなと私自身は思っているところでございます。そうすることで、令和7年度の取組に関して、うちの市町村は関係ないんだというところがない形をしっかりとつくっていくことが大切だなと思っています。それと、物部川中心に確かにゆかりの地が多いんですけれども、やなせさんのキャラクターは、ごめん・なはり線をはじめ、西の土佐くろしお鉄道にも、宿毛のだるまタ目をモチーフにしましたキャラクターなどもつくってくださっております。そういうところもしっかりPRすることと、あとは映画とか、漫画とか、そういうコンテンツとやなせさんはすごく親和性が高いと思っています。映画のロケ地であるとか、少し古い話になりますが「釣りバカ日誌」で柏島とか足摺岬でロケをしておったり、「県庁おもてなし課」では室戸岬でロケをしたりしておりますので、そういうところもしっかりと絡めてPRすることで隅々までやっていくと。そこにどっぷり高知旅キャンペーンで仕上げた商品であるとか、長期滞在できる宿なども絡めて宿泊もしていただく形で、これまでの博覧会キャンペーンよりは厚みを持って、市町村とも対話を重ねて取組を進めていきたいと考えております。
- ◎上治委員 そのようにぜひお願いしたいと思います。今の朝ドラが終わったら次なんで、それぞれの市町村が、これは物部川のことだからとなって、最終的に「らんまん」と同じになってしまわないように、このどっぷり高知旅キャンペーンを高知県全体として、「あんぱん」があることに捉えた中で広げて、観光振興がいけるようにお願いしておきます。
- ◎戸田委員 3ページの受入事業のところにある、アンパンマンミュージアムをはじめ、 香美市、南国市、香南市における中核エリアの二次交通対策、渋滞対策。道があそこは1 本ですよね。アンパンマンミュージアムを視察にも行きましたけど、駐車場も少ないと思います。そんなところで対策を打たないといけないと思うんですが、今現状でどんなことを想定していますか。
- ◎中村観光政策課長 ゴールデンウイークとかお盆など、お客さんが多くなるときは、物部川エリアの博覧会のほうで考えているんですけれど、周遊バスを走らせるようなことを今調整していると聞いております。
- ◎戸田委員 周遊バスを駅とか空港とかといったところで走らせるんですか。
- ◎中村観光政策課長 そうでございます。
- ◎樋口委員 県はいろいろしようとしゆうけど、これに対するお客さんを増やすための周

辺市町村の要望で、確かに市町村の言うとおりだというものはありますか。

- ◎中村観光政策課長 「あんぱん」関連で補助制度も持っておりますので、自分の市町村でどういうことができますかというところで、やなせさん関連の展示をやりたいとか、少しそういうことを言ってきている市町村もいます。自分たちもこんなことできるんじゃないですかと、市町村に投げかけることで掘り起こしていきたいと思っております。
- ◎樋口委員 時期が時期だから、少し言ってきているじゃいかんわけよ。
- ◎上治委員 3ページ、広報事業で効果的なプロモーションなどということで、関西あんてなショップとさとさの大きな画面で出したりとかいろいろやっています。そこで、高知にはこのようにして行くといった何かパンフレットのようなものは、そこへ置きながら広報する予定はあるんですか。
- ◎中村観光政策課長 大阪のアンテナショップでやなせさんのコーナーを設けていただけることを聞いております。また今週からなんですけれども、アンテナショップの目の前に催事スペースがありますので、そこに月1回、出展しまして、各広域観光組織にも出展いただいてPRするようにしております。
- ◎中根委員 どうしてもアンパンマンのことが頭にすぐに浮かぶんですけれど、香北のミュージアムにしても、先ほど話があったように駐車場って少ないんじゃないかなと思うんです。それで、小っちゃい子供を連れたお父さんお母さんが、例えば飛行機で県外から来て、それで周遊バスに乗るかというと、レンタカーを借りて子供と自由に移動できるようにする考え方のほうが多いんじゃないかという気がします。いろんなケースがあると思うんです。これまでもそうでしたけどね。それから各会場とか付近の車、公共交通だけじゃなくて交通関係、駐車場、そういうことに気を配りながらやっていく必要があるんじゃないかなと思って、皆さんそれは十分お分かりのことかとは思いますけれど。そういうこともポイントを押さえていただきたいなと思います。
- ◎中村観光政策課長 この物部川エリアの観光博覧会の取組の中で、駐車場の整備なども考えて対策を取るようにしております。地域観光課がこの分所管しており間違ったことを言ってもいけませんので、そちらでお話しさせていただきたいと思います。
- ◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、観光政策課を終わります。

# 〈国際観光課〉

- ◎土森委員長 次に、国際観光課の説明を求めます。
- ◎山本国際観光課長 国際観光課の令和6年度9月補正予算案について御説明させていただきます。

資料の1ページでございます。大阪・関西万博イベント開催委託料4,976万8,000円の債務負担行為をお願いするものです。この経費は、来年大阪で開かれる大阪・関西万博の自

治体催事に高知県として参加するもので、イベントの開催を委託するものです。

事業の詳細につきまして説明させていただきます。 2ページでございます。一番上のところ、この自治体催事を実施する目的ですけれども、まず1つ目、多くの来場者が見込まれる大阪・関西万博で、高知発祥の「よさこい祭り」と300年以上続く「街路市」の魅力を体感してもらい、高知の文化を発信しまして、本県への観光誘客や外商の拡大へつなげること。そして2つ目、この「よさこい」と「街路市」を広く発信することで、国内外からの観光客や担い手などを増やし、新たな交流、地域活性化の機会を創出し、将来に向けて持続可能な文化として維持発展させることを目的として開催します。

次に、催事の概要ですけれども、日程は来年の8月の2日間としておりまして、目標動員数は1万5,000人としています。会場は、EXPOアリーナという屋外の会場になります。

右の補正の概要ですけれども、委託先はプロポーザル方式により決定する予定で、議会の御承認をいただきましたら、プロポーザルを実施いたしまして、契約の相手方を決定します。委託期間は12月から来年の9月までを予定していることから、債務負担をお願いするものです。積算内訳としましては、計画業務は、イベント実施や運営のための計画策定や進行管理。運営業務は、人件費や会場の設営、備品など、イベントの運営に係る経費。そのほか、広報や報告業務、諸経費を合計しまして4,976万8,000円となります。

続きまして、このイベントの実施内容ですけれども、まず、よさこい祭りは、ステージとストリートで13チーム500名程度の踊り子に演舞をお願いする予定です。プログラムイメージは、学生など、未来を担う若者のよさこい演舞、そして、原点のよさこい、国内外に広がり進化・発展した多様な演舞、それから皆さんに参加いただく総踊りなどを予定しています。ピンクのところですけれども、事業のポイントとしまして、こうしたプログラムにより、発祥の地高知の「原点のよさこい」から、様々な地域の文化と融合し、進化、発展、多様化し続けていく「よさこい」の自由な魅力を発信したいと思っております。

次に、街路市ですけれども、出展者は、市町村や広域観光組織、民間事業者などを予定しておりまして、出展ブースとして、地域の食を中心に、工芸品等を含めた多様性のある県産品の販売など、高知の街路市の魅力を再現した物販ブース、それから高知の生活に根づいた伝統文化・産業を体験・発信する体験コーナーなど合わせて23ブース程度を予定しています。事業のポイントとしましては、黄色のところですけれども、売り子と買手のコミュニケーションにより、明るく温かみのある県民性を感じてもらいながら、高知ならではの産品や地域文化などを発信したいと思っております。

3ページでございます。大阪・関西万博と大阪あんてなショップとの連携について説明させていただきます。万博での自治体催事は、真ん中辺りの青い部分ですけれども、ここに向けまして、関西あんてなショップ「とさとさ」とも連携しながら事業を展開していきたいと考えています。まず万博開催前には、上の丸のところですけれども、県産品の認知

度向上や販売拡大を意識した取組をやっていくことで、万博催事への誘客も図っていきたいと思っております。また万博開催中は、「とさとさ」を本県のパビリオン的な位置づけとしまして、万博会場の催事と連動したフェアや本県のPRを展開してまいります。また万博後も、催事で獲得できたファンへの継続的な情報発信を行うなど、祭りや街路市の継続発展、そして外商の拡大と観光誘客につなげてまいります。

説明は以上です。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎中根委員 私は、言いにくいですけど、万博の会場そのものにも物すごい危機意識を持っています。いまだに日本国際博覧会協会なども安全宣言を出せないような形で、メタンガスが1日2トンくらい出ていて、25メータープールの9杯分くらいって言うてたかな。どうしてもごみを埋立てしている関係があるんですけれど、メタンガスが安定しないままに、こんな大きなイベントをやると。安全ならまだいいんだけど、メタンガスが本当に吹き出て爆発したりということが何か所もあって、高知県が出そうとしているブースも例外の区ではないわけですよね。そういう意味では本当に高知県として参加する体制を取っていいのかという思いがあります。

それからもう一つは、2日間のイベントですけど、せんだってお話を伺ったら、22日になった途端にブースを作って、丸々使ったとしても、明くる日の24時には返さなければならない。実質は、1日ちょっとの企画に5,000万円使う。そのあたりが本当にいいのかなと。「とさとさ」とか、いろんなところもできて、高知県のアピールの仕方は、頭を切り替えれば、いろいろ知恵を出すことができると思うんですけれども。一番暑いときの真夏の2日間、屋外で、こういうイベントに5,000万円かけることについての思い。決まったことを担当課に思いを言えというのはちょっと酷なような気もしますけれど、そういう危機意識の点を教えていただけますか。

◎山本国際観光課長 メタンガスの発生など、万博の安全性を懸念されている声があるということは承知しているところです。私たちが日本国際博覧会協会から確認しているところでは、メタンガスについては、換気設備を設置して、強制換気をし、それからガス濃度測定値を、開催期間中は毎日公表することで安全対策を講じていくとお聞きしています。万博については、161か国が参加されて、都道府県もほとんどの府県が自治体催事として参加し、国家行事として行われるということで、安全性については、国及び日本国際博覧会協会でしっかり確保していただけていると考えております。今後も日本国際博覧会協会などからしっかり情報収集を行いまして、安全に実施できるように準備をしていきたいと思っているところであります。

また、暑さの部分につきましても、日本国際博覧会協会でも、暑さ対策で、事前の啓発とか広報、それからハード面でも、日陰をしっかり作るとか、植栽、シェード、ミストな

んかの暑さ対策も、全体会場としてもしっかりやっていくと確認はしております。踊り子 の演舞の回数も、踊らない時は楽屋もありますので、また水分補給、遮光ネットなどでき る限りの準備をして、やっていきたいと思っているところです。

◎中根委員 そうやって最大限の努力をするしかないんですけど、知事は危険があったら国がそういうふうに判断されるでしょうというふうな言い方をされて、だけど今の時点でも、日本国際博覧会協会も安全宣言を出せないままなんです。科学的にみても、落ち着くまでにはもっと期間がかかるだろうと言われていて、そういう意味では本当に悩ましい。何かあったら大変なことになるのに、想定外を想定しないって、地震のときの危機管理の言葉でうんと頭に残ってるんですけど、そのあたりをとても危惧をしています。

それと、何かあったときに逃げ場がないのも気になっているところです。そういう思いで、万博そのものに本当に乗っかっていいのか、今さらですけれどもその思いはどうしても消えないとお伝えしておきたいと思います。

あと、そのイベントの中の費用ですけど、この運営業務に3,843万何がし。それから計画業務に874万円。この計画業務とはどういうところにどんなふうに支払われるお金ですか。 ②山本国際観光課長 計画業務につきましては、まず、このイベントをどう計画して運営していくかというような計画ですとか、各スタッフがどういう役割を果たす、そういうマニュアル、進行していく台本を作るとか、このイベント自体をどういうふうにしていくかという部分が計画業務になります。

運営業務につきましては、例えば、イベント自体の配置スタッフの費用、それから、よ さこいの踊り子への謝礼を出す部分、街路市のテントの設営、備品とか、イベント自体を 実施するためにかかる経費になります。

- ◎中根委員 これ委託はプロポーザルによるとありますけれども、こういう計画マニュアルは、もう既に決まっているとか、大体ここしかないとか、そういうことではないのですか。
- ◎山本国際観光課長 イベント自体はプロポーザルで実施しますので、ここというところは全くなくて、そういったイベントを運営している事業者は県内にも幾つかありますけれども、規模が大きいので、県外事業者にもプロポーザルに参加していただくことにはなると思います。
- ◎上治委員 中根委員の質問とダブるかも分かりませんが、答弁の中で、今回、債務負担 行為を約5,000万円組んで、それから令和7年度の予算には、イベントで使おうとする会場 の使用料、それから共益費、広域の負担金を組みましょうと。契約期間は、準備があるの で、この12月から令和7年9月までなんですが、使う費用は基本的に8月22日、23日の2 日間に要する経費がこれぐらい要る考え方なんですか。
- ◎山本国際観光課長 事前に計画を立てたりとか、マニュアルを作ったりする部分があり

ますので、実際、チラシを作成したり、運営するために必要なものを作っていったりとか、 そういう部分は実施する2日間のために事前に準備していく形になります。

◎上治委員 計画は事前にやっていかないかんのは分かるけれども、先ほどの中根委員へのお答えの中で、運営業務が、イベントのスタッフであるとか、あるいはよさこいの謝礼であるとか、それだけで運営業務が約3,800万円。やろうとするところのイメージが分からないんで、何かそれだけで聞くと、高いのか安いのか。計画業務は約900万円ぐらい組んで、今から取りかかってやる。運営業務は、これからプロポーザルをするときに、運営していこうとする会社がこの予算の範囲内ではじき出した金額を持ってくると思うんですけれど、たたき台にしては何かもう一つイメージが湧かない。仮に22日、23日だけの運営業務だとすると、結構金額が大きいんで、詳しいところが分かれば教えていただければありがたいんですが。

◎山本国際観光課長 運営業務なんですけれども、スタッフの人件費に係る経費がありますし、それから全体の運営とステージ、進行する人とか、音響を設置する、舞台を組む部分もあります。よさこいにつきましては、実際、踊り子の経費と、高知のよさこいというところで地方車を作る経費がかかります。それから街路市につきましては、実際テントを設置したり、各ブースを造ったり、照明とか、全体的にかかる経費があります。

◎吉野地産地消・外商課長 先ほどの運営経費をさらに大きく4つに分けますと、その内 訳の一つに、運営の当日の人員があります。先に頭の金額だけ申し上げますと944万6,000 円になります。もう一つが、当日会場全体に機材を入れたりとか、サインを作ったり、い ろんな御案内をするような設備も入れないといけません。そちらのほうが、1,493万円でご ざいます。3点目として、よさこいの関連の経費。先ほど国際観光課長から申し上げまし た地方車は100万円ぐらいかかったりするんですが、高知からとか、チームを派遣する費用 がかかります。そのチームの派遣に関する分も含めて、742万5,000円かかります。最後4 点目ですけれども、もう一つの大きなパートである街路市の部分について、663万6,000円 かかります。これは街路市を再現するブースを造ったりとか、お客様が食事を食べていた だいたりとか、そういったところを作っていく経費、大きく分けるとこういう4つになっ ております。最初の運営人員につきまして、中根委員からも御質問ありましたけれども、 当日、我々がその中を全て管理しなければならないですので、警備とか誘導とか、よさこ いが周りを回ったり、いろんな動きがありますので、ステージの進行管理も含めてですけ れども、ステージを演出していく、そういったもろもろの人役がかなりかかります。全部 で50名を超える方々に協力をいただく形になりますので、そういった人役は60名ぐらい以 上想定しますけれども、そういった人数がかかってくると。大きい会場全体のデザインの 部分は、当日の食事を提供したり、飲食、やっぱり高知の産品を楽しんでいただく必要が あります。暑い夏ですので、そのもの自体を一旦冷蔵して保管しておいたりする施設の経 費もかかりますので、そういったものを入れております。総額としてこれが大き過ぎないかどうかに関しましては、同じような会場でやるほかの県の総額を確認して、逆に言うと、結構広報費を削り、一方で、関西戦略でいろんな形で広報しておく予算を毎年組んでいる部分がありますので、そこを連動して、より効率的にやっていける部分を下げる形で取捨選択して積み上げておると。なので総額自体でいっても、かなり頑張ってる数字に一定査定しているつもりというのがざっくりとした全体像でございます。

- ◎上治委員 県がイメージを描いたものをこれからプロポーザルで出していく。先ほどの話では、県外事業者もと言われたんですけれど、例えばよさこいにしても街路市にしても、高知のイメージ、高知を知ってのことであれば、私はやっぱり県内でそういう類いのものができるのではないか、できるというか、逆にそちらのほうがいいイメージがします。県外のすごく有名な大手の会社はあるんですけれど、そういうところでなくても、高知でやったら、受けたところも、ただ業だけではなくて、世界に高知県を発信して一緒に取り組む気概もできるように感じるんですが、やっぱり全国に公募しないといけないんですか。
- ◎山本国際観光課長 プロポーザルとしましては、募集は広く公募になりますけれども、 実際手を挙げてくださるところが、県内なのか県外になるのかは今のところでは分からな いところはあります。実際県内の事業者に事前に、こういった規模の事業が実施できるか お話を聞きますと、人の準備のところで厳しいところはあると聞いています。
- ◎上治委員 先ほどの中根委員の話ではないんですが、やっぱり安全。参加される方、もちろん来場される方にも、安全安心の警備は大事になってくるんで、高知県では難しいということだったら、やむを得んところがあるかも分からんですけれども、県内でやれればベストなんで、その辺も調査しながらぜひお願いいたします。
- ◎樋口委員 これはプロポーザルの場合は日本国際博覧会協会から、日本全国を対象にするようにと、そういうのはありますか。
- ◎山本国際観光課長 日本国際博覧会協会から特にそういった決まりといいますか、条件はないです。
- ◎樋口委員 慣れた県外の大手事業者がいいと思うけど、せっかくの機会だから高知県も、小さなところができんというのだったら、ほか数社で合体してやるばあの努力をせんと、もう駄目ですよ。

内容を知らないから、できるかできんかは分からないけれど、皆さん合体して高知連合で戦いませんかというような、それくらいの指導をしちゃらんと。はっきり言うて、高知の人はのんき過ぎるんです。どうしても商売に対して貪欲さがない。それは一応、皆さんで努力してできますかと、検討してみなさいと言うてください。

- ◎山本国際観光課長 そういった話はしてみたいと思います。
- ◎樋口委員 会場費は要るか。

- ◎山本国際観光課長 会場費は、2ページ目、右の9月補正の概要の下のところにあるんですけれども、それが会場利用料になります。
- ◎樋口委員 日本国際博覧会協会も厚かましいですね。これで客も呼べる部分もあるんですよ。それで会場貸しちゃるき、やりたかったらやってみいというような態度でしょう。普通だったらただで、済まんけど踊りに来てくれんかって、各全国のチームに声をかけるんですが、あまりにもこれ見よって、日本国際博覧会協会も高飛車過ぎますね。ちょっとは抵抗せないかんですよ。
- ◎山本国際観光課長 そういった御意見があることは伝えたいと思います。
- ◎戸田委員 細かいところですけど、よさこい祭りです。想定しているのは13チーム500名、1チーム大体40名ぐらい、4人の列の10列、そんな想定かなと思うんですけれど、想定されるチームは、県外に行くチームで、いつも大体決まっていると思うんです。これ原宿スーパーよさこいもこの辺じゃないですか。その辺のところはどうなんでしょうか。
- ◎山本国際観光課長 実際、来年の原宿スーパーよさこいは同じ23日、24日になるとは聞いています。おっしゃるとおり13チーム500名程度、大体1チーム40名程度で想定しております。例えば学生チームに、高知の学生のチームが3チームぐらい、それから関西の学生のチームも3チームぐらい。それから高知の学生じゃないチームにも来ていただくとか、あと高知市の正調よさこいにも行っていただくとか、そういったところで高知市などとも連携しながら、チームに踊っていただきたいと思っているところです。
- ◎戸田委員 スーパーよさこいに行きゆうチームは、多分身銭で行っているんですよね。 これの場合は、少しは宿泊費とか出ると思うんですけれども。
- ◎山本国際観光課長 スーパーよさこい自体は、行くための参加費自体として負担金の形でうちのほうから払っております。こちらにつきましては、旅費の足しぐらいの金額にはなりますけれども、幾らか出したいと考えて、予算を取っているところです。
- ◎中根委員 負担金で思ったんですけれど、万博に参加するのに、スタッフの皆さんとか、 よさこいチームや街路市に参加する皆さんは、入場料は要らないんですか。
- ◎山本国際観光課長 入場料につきましては、スタッフとか踊り子については必要ないと お聞きをしています。
- ◎依光副委員長 今プロポーサルのお話が出て、すごく心配するのは、もし県外の事業者になったとき、街路市をするに当たって、事業のポイントとして書いている売手と買手のコミュニケーション。やっぱり皆さんが高知へ来て、日曜市やいろんな市へ行って喜ばれるのは、やっぱり人とそこで話す、おばあちゃんやおじさんたちとの会話、それにすごく感動して帰られる人が多いんです。いろんな商品の良さもあるけれど、やっぱり人と人とのコミュニケーションだとか、そこを心配する。県外の事業者は、そういうことを知りませんよね。ぜひプロポーザルの条件として、そういうことを目的に街路市を出すことを盛

り込んでもらいたいと思います。

- ◎吉野地産地消・外商課長 副委員長がおっしゃっていただいたことは非常に大事だと思っています。今回、見積りをいただく際も県内の代理店にも見積りは出していただいています。そこら辺から中身を精査させていただいています。その中では、副委員長がおっしゃるみたいに、そもそも日曜市自体を選出した分も、日曜市だけじゃなくて、高知のいろんな産品の魅力とか、「とさとさ」で情報発信しようとしているスーパーローカルな部分と非常にフィットするということで選んでいますので、ここは根幹だと思っています。なので、そこのお客様とのコミュニケーションだとか、ふだん県民の方が食べられているような加工品を扱っていただくようにするとか、そのあたりをきちっと仕様書に書かせていただきたいです。街路市パートにおいては、県外で高知のことを全然知らん人が、そういうことが、ずれて、違うような形にならないよう、そこをまさに提案いただくようにして、我々も具体的に仕様として入れつつ、さらに民間の方の知恵も、高知をよく知っている方が知った上で提案いただけるように、持っていきたいと思っております。
- ◎上治委員 街路市でやるときに、いわゆるユーザーは、万博なんで、それぞれの国から来られるんですが、市町村とか広域観光組織が出展したとして、言葉がなかなか大変です。 例えば通訳などの経費も、この運営業務には入っているのか、あるいは出展者が構えていかないかんのか、そこはどうなんですか。
- ◎吉野地産地消・外商課長 基本的にフォローはしていただけるべく、見積りに入ってます。ただ、全部の店舗でフォローができるわけでは当然ないので、逆にそこは土佐弁でしゃべってもらうこともコミュニケーションになってくると思うんです。ただし、トラブルが起こらないようにフォローできる体制はこの積算の中に入れております。
- ◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、国際観光課を終わります。

## 〈地域観光課〉

- ◎土森委員長 次に、地域観光課の説明を求めます。
- ◎仙頭地域観光課長 地域観光課の令和6年9月補正予算案について御説明をさせていただきます。資料1ページをお願いいたします。

表の右端の説明欄、1地域観光推進事業費の広域観光推進事業費補助金は、物部川エリアで行う地域博覧会の取組を支援するものでございまして、2,500万円の増額補正をお願いさせていただいております。

次に、資料2ページをお願いいたします。高知県広域観光推進事業費補助金の概要とタイトルのついたものでございます。

目的の欄に記載しておりますが、この補助金は、来年春から放送されます連続テレビ小説「あんぱん」を契機に、物部川エリアが主体的に取り組む地域博覧会の準備、開催に関

する経費のうち、令和6年度の取組に係る支援を行うものでございます。

地域博覧会を通して目指す姿の欄を御覧ください。物部川エリアで行う地域博覧会は、 やなせさんゆかりの地という共通テーマの下、香美市、南国市、香南市の観光関連事業者 などが一体となりまして、観光資源の磨き上げを行い、ドラマや博覧会の終了後も観光振 興に最大限に活用できる地域づくりに取り組むものでございます。

補助内容でございますが、補助先としましては、物部川エリアでの観光博覧会実行委員会でございます。こちらは3市の市長をはじめ、3市の商工会や観光協会、県内の交通各社、旅行業の代表者などから成ります官民一体の実行委員会となっておりまして、今年の4月に立ち上がっている組織でございます。

中段右側の博覧会の開催概要を御覧ください。博覧会の名称ですが、実行委員会でプロポーザルを行いました結果、ものべがわエリア観光博「ものべすと」に決定しております。博覧会の開催期間は、ドラマの放送開始を見据えまして、令和7年3月29日から、やなせたかしさんのお誕生日の週末に当たります令和8年2月8日までの約10か月間を想定しております。博覧会の取組方針としましては、1つ目、物部川エリアらしい価値の提供、2つ目、持続性のある観光地づくり、3つ目、観光施設情報や交通アクセス情報の発信、強化、4つ目、エリア内の周遊促進による滞在時間の延長と、4つを掲げております。

下段右側の博覧会の事業内容の欄でございますが、受入事業といたしまして、博覧会を 盛り上げるためのプレイベント、オープニングイベントの開催予定をしております。この 開幕に向けまして、やなせさんゆかりの地などを巡る商品造成といった観光資源の開発、 それから磨き上げにもスピード感を持って取り組んでいきたいと考えています。そのほか、 エリア内の道の駅や観光案内所などの案内機能の強化、ガイドやおもてなし人材の養成に も取り組んでまいります。その下、誘致・広報事業では、先ほど観光政策課から御説明さ せていただきましたが、県との、どっぷり高知旅キャンペーンとの役割分担の下、この実 行委員会におきましては、県内、それから近隣県での露出を高めてまいります。また、地 域博覧会の特設サイト、公式ガイドブックを活用した広報、エリア内の機運醸成にもしっ かりと取り組んでまいります。住民参加によるおもてなしや地域活性化の取組につきまし ては、地域の団体、学校などでのPRツールを活用したおもてなしの活動、企業によりま すロゴ活用など呼びかけまして、一体感のある受入体制を目指します。本年度につきまし ては主に以上の取組を補助金で支援させていただきます。令和7年度の取組につきまして は、今後話題性のある特別イベントの開催や、周遊企画、ドラマ開始後の情報発信などの 経費を当初予算で計上いたしまして、2年間で総額1億円程度の支援をさせていただく考 えでございます。

なお、3市による受入環境整備につきましては、資料左下段のとおり、現在、様々なハード整備等が着々と進められております。今後もこうした各市での受入体制づくり、それ

から博覧会の取組を連動させることによりまして、物部川エリアへの誘客、それから集客 につなげられるような効果的な取組、こういったものをしっかりと支援してまいりたいと 考えております。

私からの説明は以上でございます。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎上治委員 博覧会の取組は、3市がそれぞれ実行委員会で取り組んでやるんですが、博覧会のエリアの中で、ここに泊まるところがあって、こう行ったらやなせたかしロードへ行けてとか、このエリア内にこういう食事があるとかいうものを1泊2日コース、2泊3日コースとか実行委員会が組んでやるのか、あるいは県がどっぷり高知旅の一環としてやるのか、どうなんですか。
- ◎仙頭地域観光課長 おっしゃっていただいたように、そのエリア内での宿泊、それから食事を絡めたモデルコースのようなものにつきましては、実行委員会で今後精査をされていきます。
- ◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、地域観光課を終わります。

## 〈スポーツツーリズム課〉

- ◎土森委員長 次に、スポーツツーリズム課の説明を求めます。
- ◎谷内スポーツツーリズム課長 それでは、スポーツツーリズム課の令和6年度9月補正について御説明させていただきます。

資料1ページ目、②議案説明書(補正予算)28ページをお願いいたします。こちらはスポーツツーリズム課の歳入でございます。資料左端の科目欄、3段目にございます4文化生活債の補正額650万円は、今回補正をお願いしておりますスポーツツーリズム振興事業費の財源としまして、県債を充当しているものでございます。

続きまして、当課の歳出について御説明させていただきます。次の2ページ、②議案説明書(補正予算)29ページをお願いいたします。資料右端の説明欄、スポーツツーリズム振興事業費は、Jリーグのスタジアム施設基準に基づく備品購入費として882万6,000円を計上しております。

3ページ、議案説明資料をお開きください。1経緯にありますように、現在、高知ユナイテッドSCは、ジャパンフットボールリーグで単独首位にあり、Jリーグ昇格が期待されております。昇格には、順位や観客数などに加えまして、Jリーグのスタジアム基準を満たす必要があり、ホームスタジアムであります春野陸上競技場の整備を進めているところでございます。今年5月にJリーグ関係者が現地審査を行いまして、記者席24席及び審判員ベンチを整備するよう指摘を受けたところでございます。このため、2予算見積額のとおり、整備に必要な補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎上治委員 運動公園の照明は土木部の公園上下水道課でやるんですけど、中の管轄は観光振興スポーツ部なんですか。
- ◎谷内スポーツツーリズム課長 土木部と話合いをしまして、プロスポーツの整備に関する備品の購入につきましては、当部で行うこととしております。購入後は、土木部に所管替えを予定しております。
- ◎上治委員 購入から土木部でできなかったか。どうしてスポーツツーリズム課がやらないかんのか教えていただければ。
- ◎谷内スポーツツーリズム課長 プロスポーツの誘致でありますとか支援につきましては、 これまでもスポーツ部門が実施をしてまいりましたので、そういった流れから、今回も土 木部と協議の上、当部で整備することといたしました。
- ◎橋本委員 妙に話がおかしくないですか。これ備品でしょ。基本的には動産ですよね。 不動産的に大きな建物を工事するとか、それは仕方がないと思うんですけれども、こんな 備品についての台帳ぐらいの管理は、予算を組んで買うんやったら所管課でやるべきじゃ ないですか。単純に私は思うんですけど。
- ◎谷内スポーツツーリズム課長 これまでもこういったプロスポーツの備品に関しましては、そういった手続を行ってまいりましたので、それに従いまして今回も同様に考えているところです。
- ◎橋本委員 一般論かもしれません。買うたら買うたところがちゃんと管理するのが私はあるべき姿やと思います。予算を組み立てて、業者と交渉して買うわけじゃないですか。そうしたらその管理台帳もしっかり持って、その管理もきちっとするのがたてりだと私は思うんですけれど。私の言ってることは間違ってますか。
- ◎谷内スポーツツーリズム課長 春野総合運動公園につきましては、土木部が総括的に管理をしていることもございます。
- ◎橋本委員 慣例踏襲ですか。
- ◎谷内スポーツツーリズム課長 効率的な運営、その他の備品も含めて管理という点から も、庁内では整理をさせていただいているところです。
- ◎樋口委員 部長答弁でもう閉めてください。
- ◎小西観光振興スポーツ部長 先ほど課長から説明しましたとおり、プロスポーツに関する誘致に係る部分ですので、当部で購入と整理をしております。管理の部分については、 春野総合運動公園で使うものでもありますので、ほかの部分と一緒に管理するほうが効率的との判断で、土木部でお願いすることで整理をしています。
- ◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツツーリズム課を終わります。

これで観光振興スポーツ部の議案を終わります。

## 《報告事項》

◎土森委員長 続いて、観光振興スポーツ部から1件の報告を行いたい旨の申出があって おりますので、これを受けることにいたします。

## 〈スポーツ課〉

- ◎土森委員長 それでは、「県立スポーツ施設のあり方検討会」の進捗状況について、スポーツ課の説明を求めます。
- ◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 県立スポーツ施設のあり方検討会の進捗状況について御報告をさせていただきます。2ページをお願いいたします。

資料左側を御覧ください。本年6月に検討会設置要綱を定めまして、県民体育館の再整備を中心とした県立スポーツ施設の在り方について議論を進めております。検討会の委員は、スポーツの有識者をはじめ、防災、学校体育、観光、商工、障害者スポーツ、行政など8名の有識者で構成をしております。

3検討会の開催概要を御覧ください。検討会は年内に4回の開催を予定しておりまして、現在第2回目まで終了しております。1回目は委員の方々に既存施設の現状と課題を説明するとともに、本検討会において、新しい施設の規模でありますとか、機能、候補地について検討を行うことを確認いたしました。第2回目につきましては、事務局のほうから整備に関する基本的な考え方の素案を提示いたしまして、望まれる新施設の規模、機能、候補地、視察先などについて、様々な御意見を頂きました。

資料の右側に、これまでの会議の主な意見を記載しております。まず1番の規模の点につきましては、競技大会を運営するためには少なくとも現在の県民体育館のコート数の確保が必要であり、より大きな大会などの開催に備えるのであれば、駐車場や観客席数の確保を検討する必要があるという御意見を頂きました。

2つ目の機能の点でございますけれども、スポーツだけではなく、文化的イベントやコンサートの受入れも重要であること、また、障害のある方などが利用することを考えた場合、多様な機能も併設された総合的な施設を中心地に建設することが望ましいといった意見を頂いております。

3つ目の候補地につきましては、既存地、または旧の高知南中・高等学校を候補地として、建物の規模、機能と併せて検討をしていくこととしております。

そのほか、スポーツに日頃関わりの少ない方々にも来てもらえる施設でありますとか、ファミリーなどが楽しめる要素も含まれることが望ましいこと。施設運営の観点から、収益化やまちづくりの視点も必要といった御意見に加えまして、県民体育館の再整備に加えて、多目的グラウンドの整備の必要性、また候補地が長期浸水区域であるため、防災の観

点から、有事に対応ができる防災機能を備えることも重要といった御意見がございました。 今後、望ましい施設整備の在り方について、より具体的な検討をしていく上で、利用者な どの声をしっかりと聞くことが必要との御意見を頂いておりますので、現在、県民体育館 の利用者に対してアンケートを実施するとともに、競技団体へ聞き取りも行っているとこ ろでございます。

今後のスケジュールといたしましては、資料左側に記載をしておりますように、年内を めどに第4回目までの会議を行いまして、整備に関する基本的な考え方をまとめ、新しい 施設の望ましい規模、機能、候補地を整理する予定でございます。

また、下の枠囲みにありますように、本検討会終了後は、年度内に基本計画の策定に向けた検討委員会を設置いたしまして、基本計画の策定に着手をしたいと考えております。 以上で報告事項の説明を終わります。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎上治委員 場所が今挙がっているのが既存地と県立南中・高等学校の跡地、この2か所から決める考え方でいいですか。これ以外には考えていないということで。
- ◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 立地条件といいますか、交通の便なども考慮することと、あと一定の広さが必要と考えますと、現実的にはこの2か所で話を進めていきたいと考えております。
- ◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

これで観光振興スポーツ部を終わります。

# 《土木部》

◎土森委員長 次に、土木部について行います。

部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて 行いたいと思いますので、御了承願います。

◎横地土木部長 それでは9月議会に提出しております土木部の議案について説明をいたします。

タブレットの2ページを御覧ください。令和6年度9月補正予算における一般会計の総括表でございます。表の左から3列目の補正見込額の最下段にありますように、総額41億8,761万1,000円の増額補正をお願いしております。

補正予算の主な内容につきましては、3ページに令和6年度9月補正予算(案)の概要としてまとめておりますので御覧ください。まず一般会計では、1公共施設のインフラ整備の加速として、国の内示差に対応して、道路事業、都市計画事業、砂防事業、河川事業、港湾・海岸事業におきまして総額32億4,750万9,000円の公共事業費の増額をお願いするものでございます。

その右でございますが、2住宅耐震化の促進につきましては、昭和56年5月31日以前に 建築されました住宅の耐震診断や耐震改修等の支援を実施するために3億1,331万8,000円 の増額をお願いするものでございます。

その下でございますが、3春野総合運動公園の整備につきましては、春野総合運動公園におきましての脱炭素化の取組と整備の老朽化対策を実施するとともに、プロスポーツの施設整備に必要な整備を実施するため3億1,022万1,000円の増額をお願いするものでございます。

4ページを御覧ください。4では、連続テレビ小説「あんぱん」の放送を契機にした観光振興の取組を支援するため、道路の維持修繕や、のいち動物公園、安芸広域公園の整備など、各種公共施設のインフラ整備を推進する費用といたしまして4,989万9,000円の増額をお願いするものでございます。

その右でございますが、5外国客船受入れのための環境整備につきましては、宿毛湾港への外国客船初寄港に対応するために、国際船舶・港湾保安法に基づきます保安対策を実施する費用といたしまして1,835万4,000円の増額をお願いするものでございます。

その下ですが、6にあります談合事案に伴う国庫支出金等精算返納金につきましては、 談合事案に関して県が請求いたしました賠償金及び違約金のうち、令和6年度納付予定額 の国庫支出金相当額等を国等に返納するために、2億4,831万円の増額をお願いするもので す。

続きまして債務負担行為について説明をいたします。その下でございますけれども、7 県営渡船の運航等委託につきましては、県道弘岡下種崎線のうち浦戸湾で隔てられた区間 を運航しております県営渡船の運航管理業務を委託するために1億8,051万9,000円の債務 負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、令和 6 年度の繰越明許費の追加と変更について説明をいたします。 5 ページを御覧ください。第 2 表の繰越明許費補正の右側でございます。 12 款土木費にございます 271 億7, 487 5 7, 000 円につきまして、この議会で追加の議決をお願いするものでございます。

続きまして6ページを御覧ください。6月に承認いただきました繰越額と合わせまして、 右端の補正後の列の最下段39億3,235万円につきまして、この議会で変更の議決をお願いす るものでございます。これらは、河川事業や道路事業におきまして、計画調整等に日数を 要し、工期を考慮いたしますと、完成が令和7年度になることが見込まれるものでござい ます。

7ページを御覧ください。条例その他議案の目録となっております。今回、土木部がお 諮りいたしますのは、まず条例議案といたしまして、第6号及び第15号から17号までの4 件。その他議案といたしまして、第21号、22号、24号及び25号の4件。この合計の8件で ございます。

以上の各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に8ページを御覧ください。6月議会以降、9月議会常任委員会までの間に開催いた しました、土木部における主な審議会の開催実績でございます。

最後に報告事項といたしまして、公園上下水道課から1件の報告がございます。報告事項の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

以上で、私からの総括説明とさせていただきます。

◎土森委員長 続いて所管課の説明を求めます。

# 〈土木政策課〉

- ◎土森委員長 最初に、土木政策課の説明を求めます。
- ◎小笠原土木政策課長 当課の補正予算と契約議案について御説明をさせていただきます。 1ページを御覧ください。まず、補正予算の歳入につきまして御説明いたします。14款 諸収入、7項雑入、25目違約金及び延納利息の2節違約金と3節賠償金は、地質調査業務 の談合事案に関しまして、今年6月7日付で13者に請求いたしました違約金及び賠償金に 係るものでございます。

2ページの(参考資料)令和6年度違約金・賠償金請求等整理表を御覧ください。県が請求しました違約金及び賠償金につきまして、国庫補助金や市町村負担金などの財源を活用した事業の契約に関しましては、それぞれの率に応じて県から返納する必要がございます。また、返納に係る事務処理につきましては、各契約の担当課において事務処理を行います。このため、県全体の違約金・賠償金の請求額や、国・市町村等への返納金などを当課で取りまとめて表に整理をしたものでございます。

まず、表の上側を御覧ください。県が請求しました違約金及び賠償金の合計額は、(A)の6億2,034万5,746円でございまして、このうち履行延期による納付1者を除く12者からの納付予定額を、県全体の歳入予算額(B)5億6,477万9,000円としております。この県全体の歳入予算額(B)は、国庫補助金や市町村等負担金にある契約については、それぞれの率に応じて、国・市町村等への返納金(C)に要する額と、県に残る額(D)に分かれます。

下の表は、各契約の経理担当課ごとに、違約金・賠償金の額と返納金の国費分、市町村等分の額、右端を県分として整理をしたものです。今議会への予算計上につきまして、国・市町村等への返納金(C)に要する額につきましては、各契約の経理担当課において、歳入歳出予算を計上し、県分(D)につきましては、一般会計は財政課で、特別会計は所管する企業誘致課において、歳入予算を計上しております。なお、土木部各課の補正予算につきましては、この後、順次、各課から御説明させていただきます。

土木部について御説明いたします。表の一番上、1 土木政策課の欄を御覧ください。賠

償金等を請求した648件の契約のうち492件が土木政策課に該当しております。違約金及び 賠償金の請求額は4億1,625万8,282円でありまして、国への返納金2億502万7,000円と、 市町村等への返納金596万9,000円を合わせた2億1,099万6,000円の返納に必要な財源を土 木政策課の歳入予算として計上しております。請求額と返納額の差は、県の一般財源とし て財政課において予算計上をしております。なお、違約金・賠償金の収入状況につきまし ては、違約金等を請求した13者のうち、現時点で11者が全額を納付しております。残る2 者のうち1者は、6月定例県議会の委員会において御報告させていただきました履行延期 の申請を承認しております。もう1者は納期限までに納付がされておりません。この1者 においては、県からの請求への対応を検討されているところでございます。

次に歳出予算について御説明いたします。3ページを御覧ください。12款土木費、1項 土木総務費、1目土木政策費、22節補償金利子及び割引料です。一番右の説明欄に記載の 1土木諸費の国庫支出金等精算返納金2億1,099万6,000円は、先ほど歳入予算の際に御説 明いたしました違約金・賠償金のうち、国の補助率や市町村等の負担率に応じて返納する 額を計上しており、歳入予算と同額でございます。

次に4ページを御覧ください。繰越明許費について御説明いたします。12款土木費、1項土木総務費、1目土木政策費の土木諸費は、旧土佐清水合同庁舎の解体に係る設計積算において、基礎ぐいの処理方法の検討に不測の日数を要したことにより、年度内の工事完了が見込めなくなりましたため、繰越しをお願いするものです。

続きまして、3件の契約議案を御説明させていただきます。

5ページを御覧ください。第21号議案国道493号(北川道路・柏木2号橋上部工)道路 改築工事請負契約の締結に関する議案でございます。本工事は、一般競争入札を7月12日 に実施しており、契約金額を9億3,414万2,000円。契約の相手方を横河・鉄建特定建設工 事共同企業体とし、完成期限を令和9年3月7日とする契約を締結しようとするものでご ざいます。

6ページを御覧ください。こちらの資料で御説明させていただきます。資料の上段、位置図に記載しております北川道路 2-2の工区は、安芸郡北川村和田と柏木を結ぶ路線であり、本工事は、赤い線で示しております延長153メートルの橋梁上部工を施工するものでございます。

資料下段の2工事概要のうち、事業内容の欄を御覧ください。北川道路2-2の工区は、 災害時における広域的な救助・救援ルートを確保するとともに、道路防災上の危険箇所の 回避を目的としまして、平成25年から着手しております。なお、上の位置図で青色の着色 をしております和田トンネルを含む2.7キロメートルの区間につきましては、令和7年春頃 の開通を予定しております。

次に、7ページを御覧ください。第22号議案国道441号防災・安全交付金工事請負契約

の締結に関する議案でございます。本工事は、一般競争入札を7月12日に実施しており、 契約金額を7億7,660万円。契約の相手方を植田・豚座・刈谷特定建設工事共同企業体とし、 完成期限を令和10年1月31日とする契約を締結しようとするものでございます。

8ページを御覧ください。こちらの資料で御説明いたします。資料の上段、位置図に記載しております四万十市西土佐中半と四万十市久保川を結ぶ口屋内バイパス、全体延長2,870メートルのうち、赤い線で示しております箇所におきまして、137メートルの桟道橋を施工する工事でございます。

資料下段の2工事概要のうち、事業内容の欄を御覧ください。口屋内バイパスは、狭い幅員や線形不良、豪雨による事前通行規制区間の解消を図りますとともに、愛媛県南予地域と四万十川流域及び高知県西部地域を結ぶ幹線道路網を形成することを目的とし、平成24年から着手しております。現在は、トンネル工事及び本議案の上流部における延長175メートルの桟道橋工事などを施工しているところでございます。

最後に、9ページを御覧ください。第24号議案国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(II))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案でございます。

10ページを御覧ください。こちらの資料で御説明いたします。資料の上段、位置図を御覧ください。先ほど御説明いたしました国道441号口屋内バイパスに関連する工事でございます。変更契約に係る施工場所は、口屋内トンネルの総延長1,841メートルのうち、赤い線で示しております延長1,247メートルの施工部でございます。

資料下段の2工事概要のうち、事業内容の欄を御覧ください。口屋内トンネル(Ⅱ)工事は、令和4年12月21日に、飛島・豚座・福寿特定建設工事共同企業体と契約を締結し、令和7年11月30日を完成期限として工事を進めております。

変更内容の欄を御覧ください。今回の変更は2点ございます。1点目は、当初の想定より地質が脆弱であったことから、掘削断面の安定を図るため、強度の高い支保工に変更すること。また、掘削作業時の安全を確保するため、補助工法として、掘削断面へのコンクリート吹きつけを追加することにより、増額となるものです。2点目は、残土処理につきまして、当初計画していた処分場よりも近隣で残土の受入れが可能となったことから、搬出先を一部変更することで減額となるものです。

以上の変更により、契約金額44億8,046万5,000円から1億1,643万5,000円増額し、45億9,690万円に変更しようとするものでございます。なお、完成期限の変更はございません。 説明は以上です。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。
以上で土木政策課を終わります。

ここで昼食のため休憩にしたいと思います。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時39分~12時56分)

◎土森委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

## 〈用地対策課〉

- ◎土森委員長 用地対策課の説明を求めます。
- ②武中用地対策課長 条例議案について御説明いたします。タブレットの1ページを御覧ください。第15号議案公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例議案でございます。なお、以降この法律を公拡法と呼ばさせていただきます。

2ページを御覧ください。今回の条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を 高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、 公拡法の一部が改正となり、第4条第2項に新たに第6号が追加され、旧第6号から第9 号までが第7号から第10号にそれぞれ条ずれしたことから、資料の2条例改正の内容のと おり、当該規定を引用した本条例第1条の条文の一部を改正し、併せて文言の整理を行う ものでございます。

今回の法改正によって追加された新第6号の概要について簡単に御説明いたします。資料の点線の枠囲みの参考を御覧ください。公拡法では、一定の要件を満たす土地を有償で譲渡しようとする場合に、都道府県知事、または市長への届出の義務を規定しており、このうち生産緑地を譲渡しようとする場合、これまでは生産緑地法に基づく買取りの申出と公拡法に基づく届出の両方の手続が必要であり、土地所有者と地方公共団体に二重の負担が発生しておりました。これを解消するため、生産緑地法に基づく買取りの申出を行った土地については、一定の期間、公拡法に基づく届出の手続を不要としたものです。

なお、施行期日については、公布の日から施行することとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。
以上で、用地対策課を終わります。

#### 〈河川課〉

- ◎土森委員長 次に、河川課の説明を求めます。
- ◎山本河川課長 河川課からは、補正予算及び条例その他議案について御説明いたします。 まず、補正予算についてです。1ページを御覧ください。歳入予算について、7款分担

金及び負担金、9款国庫支出金及び15款県債は、国からの公共事業の内示差に伴い増額をお願いするもので、内容につきましては歳出で御説明いたします。

14款諸収入の25目違約金及び延納利息の右の欄、違約金と賠償金は、今年6月7日付で 事業者に請求しました県発注の地質調査等業務に係る違約金及び賠償金のうち、今年度に 納付の見込みのある金額を計上しています。

2ページを御覧ください。以上、歳入予算の補正額は合計で3億3,103万6,000円となっております。

次に歳出について御説明いたします。 3ページを御覧ください。

12款土木費の1目河川管理費の右の説明欄、1生活貯水池ダム建設事業費につきましては、国の内示差への対応により補正をお願いするもので、大月町において春遠第1ダムの建設を進めてまいります。

次に、2河川管理費の国庫支出金等精算返納金は、先ほど説明しました県発注の地質調査等業務に係る違約金及び賠償金のうち、今年度に納付のあった額を基に、国の補助金及び交付金に相当する額と市町村等負担金に相当する額を、国と市町村とそれぞれに返納するものでございます。

次に、3目河川改良費の右の説明欄、1防災・安全交付金事業費から、3河川メンテナンス事業費までの3事業につきましては、いずれも国の内示差への対応により補正をお願いするもので、高知市の下田川における堤防の耐震化や、下田川排水機場の老朽化対策などを進めてまいります。

4ページを御覧ください。以上、歳出予算の補正額は3億4,803万6,000円の増額となり、合計で94億4,754万3,000円となっております。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。5ページを御覧ください。

1目河川管理費の生活貯水池ダム建設事業費につきましては、春遠第1ダム本体工事の 基礎処理工の実施において、さらに比較的透水性の高い岩盤が見つかったため、施工範囲 等の再検討に日時を要したことにより、8億9,000万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の永瀬ダム管理費につきましては、貯水池内に堆積した土砂のしゅんせつ工事におきまして、しゅんせつ土砂を公共工事間で流用するに当たり、土砂の受入先との調整に日時を要したことにより、6億円の繰越明許費をお願いするものです。

次の鏡ダム管理費につきましては、工事用資材等の運搬経路について、地元との調整に 日時を要したことにより1億4,900万円の繰越明許費をお願いするものです。

2目河川整備費の河川改修費につきましては、高知市の薊野川など21か所におきまして、 工事の施工に伴い発生する騒音振動に関して、地元との調整に日時を要したことなどによ り18億7,413万5,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の河川調査費につきましては、安田水系河川整備計画の策定に必要となる取水堰の統

廃合計画の検討について、関係機関との調整に日時を要したことなどにより6,320万5,000 円の繰越明許費をお願いするものです。

次の水防活動費につきましては、津野町役場建て替えに伴う葉山雨量局移設工事におきまして、移設場所について関係機関との調整に日時を要したことなどにより9,849万1,000円の繰越明許費をお願いするものです。

3目河川改良費の社会資本整備総合交付金事業費につきましては、北川村の奈半利川に おきまして、工事施工に伴う迂回路に関して地元との調整に日時を要したことにより3億 2,907万6,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の防災・安全交付金事業費につきましては、高知市の新川川など10か所におきまして、 工事の施工に伴い発生する振動に関して、地元との調整に日時を要したことなどにより2 億9,190万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の大規模特定河川事業費につきましては、高知市の志奈弥川など2か所におきまして、 埋蔵文化財発掘調査の調査時期について、関係機関との調整に日時を要したことなどによ り1億9,950万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の事業間連携河川事業費につきましては、高知市の下田川など2か所におきまして、 工事の施工に伴い発生する通行規制について地元との調整に日時を要したことなどにより 3億2,182万5,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の河川メンテナンス事業費につきましては、南国市にある下田川排水機場など5か所におきまして、工事用資材等の搬入路について地元との調整に日時を要したことなどにより1億6,800万円の繰越明許費をお願いするものです。

これらにつきましては、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で 繰越しの議決をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案について説明いたします。 6 ページの高知県特定都市河川 浸水被害対策法施行条例議案についてです。

参考資料で説明いたしますので10ページを御覧ください。まず1条例制定の趣旨です。 昨今の気候変動によって、激甚化・頻発化する水害に対して、法的枠組みにより「流域治 水」の実効性を高めるため、令和3年に特定都市河川浸水被害対策法が改正され、指定対 象河川が従前の「市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川」に加え、「自然的 条件により被害防止が困難な河川」に拡大されております。この改正を受けまして、地形 的な問題により度々浸水被害を受けている日下川流域の市町村の意向を踏まえ、本県で初 めて日下川及びその支川を「特定都市河川」に指定することになりましたので、この法を 適用するに当たって必要となる基準等を本条例にて定めるものです。

次に、2日下川流域での指定の背景です。日下川が流れる日高村では、平成26年8月の 台風12号によって甚大な浸水被害が発生したことから、国、県、日高村の3者が連携し、 平成26年洪水と同等規模の洪水が発生しても、床上浸水被害を出さないよう、新日下川放水路などのハード対策を実施しました。加えて村では、これらのハード対策により浸水しないといった考えによる無秩序な開発を防止し、村全体で共同して流域治水を推進するため、「日高村水害に強いまちづくり条例」を令和3年3月に制定し、雨水の浸透阻害行為の規制などに取り組んでおります。この雨水の浸透阻害行為の規制については、届出を行ったものに対して村長が必要な助言勧告を行うという内容で、仮に助言等を守らなくても罰則はありません。特定都市河川に指定することで、この規制は流域全体において許可制となりますので、村の取組により実効性を持たせることができるとともに、佐川町、土佐市を加えた流域内の市町村が一体となって流域治水を推進することとなります。

次に、3指定に伴う法規制です。特定都市河川の指定に伴い、囲みに記載しています雨水浸透阻害行為、貯留機能阻害行為、特定建築行為などの行為が規制の対象となり得ます。 このうち、左端の雨水浸透阻害行為は、指定に伴って必ず施行される規制となりますが、 他の規制は指定後におきまして、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域を指定すれば導入 可能となる規制でございます。

次に、4日下川流域での規制内容ですが、必須となる「雨水浸透阻害行為」のみ流域全体で規制する予定です。なお、日高村においては法規制に加えて村独自の取組として、「建物床高規制」「貯留機能を阻害する行為の規制」を村条例として継続していく予定としております。

最後に、5条例の制定内容です。雨水貯留浸透施設や貯留機能保全区域等に設置する標識の基準については、法において条例で定めるとされていますので、標識の表示内容や設置場所について、条例第3条から第5条で規定しております。また、雨水浸透阻害行為の規制について、まちづくり行政と密接に関連することや申請者の負担軽減の観点から、許認可事務を県から市町村へ移譲することを第6条にて規定しております。

以上で河川課の説明を終わります。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎樋口委員 特定都市河川ではないですわね。まあ言ってみれば特定田園河川といいましょうか。安芸の芸西村の和食川で、私の知っているだけでも30年間、村が要望しているんです。いろいろ時代も変わったから、その要望の内容も変わってきていますけど、その和食川が排出するところに水門があって、そこの水門が洪水のときに水をためる。だから幾らハウスからポンプを出しても、和食川の流れが悪くなると。説明せいでも課長は分かっていると思うんですが、これに対して毎年、村から要望が出てきているけど、今県はどんな姿勢ですか。
- ◎山本河川課長 委員がおっしゃるように、芸西村からは、出先機関調査の要望でも出てきておりまして、対応方針等はお示ししたところで、それの繰り返しになるところもあり

ますけれども、和食川においては、皆さん御存じのように洪水時の下流河川の水位低減等目的に和食ダムを建設しておりまして、昨日の新聞の報道にもありましたけれども、来年末の運用開始を目指して試験湛水を開始したところと、またその水門から海に至る部分の河口導流提の漂砂による閉塞の問題もあります。この対策としては、既設の排水機場の排水を利用して導流提内部の堆積土砂を押し流すための改良工事を実施しております。これらの施設整備の効果を確認した上で、その導流提の排水能力を増強する必要があるのか検討していきたいと。

- ●樋口委員 私は30年前に議員になったんですが、そのときからずっと言うことが一緒ですよ。30年間検討しよったがですか。結構金のかかる問題だからよう言わんかも分からんけど。和食ダムができたというても、芸西村に降る雨が全部和食ダムの上流に降るんだったら何ちゃあ問題ないですよ。ほとんどあそこは関係ないですよ。そういうことも30年間も住民も言っていることですし、村も言っていることだから、きれいにできるがやったらできる、できんがやったらできんと。きれいに説明して納得させな、この論議はまだ10年続きますよ。もう今年か来年あたりで、村も村民も納得するような形で、できるかできんかはっきりさせないかんと思いますがどう思います。
- ◎山本河川課長 来年から和食ダムの運用になるところで、下流水門の増強、必要性も含めて河川整備計画全体を検討していくようにしたいと思います。
- **◎樋口委員** この問題話したらうんと長くなる話ですからね。また時間を変えてからせないかんと思いますが、そういう声が、私の知っているだけで30年間も続いていることは十分認識しておいてくださいね。

それから部長、私がさっき言うたことはどう思われますか。

- ◎横地土木部長 地元からそういった要望が長年にわたって来ていることは、私もこの間の委員会でもお話を伺っているところです。地元の方々が非常にそういったことで御苦労されているところがまさにあると思っております。一つは先ほど委員もおっしゃったように、和食ダムの効果といってもどうなんだというところがあるかと思いますけれども、実際に和食川に降る雨の中の一定部分は、和食ダムより上流側で降る。そこの部分をどれぐらい抑制できるのかも踏まえて、今後さらに必要な対策があるかどうかを、我々としても十分に見極めていきたいと考えております。
- ◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、河川課を終わります。

#### 〈防災砂防課〉

- ◎土森委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます
- ◎森本防災砂防課長 防災砂防課の補正予算について御説明いたします。1ページを御覧ください。まず歳入でございますが、国の内示差への対応により、分担金及び負担金、国

庫支出金及び県債で1億2,548万5,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出で御説明いたします。

2ページを御覧ください。次に歳出でございますが、2目砂防整備費につきまして、右端の説明欄を御覧ください。

国から県の当初予算額を上回る内示がありましたことから、1防災・安全交付金事業費につきましては、津野町栗ノ木地区など人家裏の擁壁工などの整備を実施するため1億2,610万6,000円の増額。

2 特定土砂災害対策推進事業費につきましては、香美市上菲生川など、砂防関係施設の機能向上や老朽化対策を実施するため641万3,000円の増額をお願いするものです。

3ページを御覧ください。歳出予算の補正額は合わせて1億3,251万9,000円の増額となり、補正後の予算額は合計で89億2,824万円となっております。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。 4 ページをお開きください。 2 目 砂防整備費ですが、防災・安全交付金事業費につきましては、高知市のみづき奥谷川など計79件におきまして、工事に伴い発生する水質汚濁対策に対して、地元関係者との調整に日時を要したことなどにより15億6,482万5,000円を。

特定土砂災害対策推進事業費につきましては、中土佐町青木崎谷川など計26件におきまして、工事用資材などの運搬路に関して、地元関係者との調整協議に日時を要したことなどにより6億5,342万3,000円を繰越明許費としてお願いするものでございます。これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で繰越しの議決をお願いするものでございます。

以上で防災砂防課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課を終わります。

# 〈道路課〉

- ◎土森委員長 次に道路課の説明を求めます。
- ◎中村道路課長 道路課の補正予算その他条例議案について御説明いたします。最初に、補正予算についてです。1ページを御覧ください。歳入につきましては、国の内示差などによる、9款国庫支出金及び15款県債の増で、合計13億3,324万5,000円の増額をお願いするものです。内容については歳出で御説明いたします。

2ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。1目道路橋梁管理費の右の説明欄、1道路維持管理費については、連続テレビ小説「あんぱん」の放送に伴い、関係施設への観光客の増加が予測されることから、施設周辺の道路施設の補修工事を行うもの

です。

次の2目道路橋梁改良費の右の説明欄、1道路改築費から7無電柱化推進事業費については、国の内示差に対応するものです。

3ページを御覧ください。以上のことから歳出は合計で14億7,749万3,000円の増額をお願いするものです。

4ページを御覧ください。繰越明許費については、6月議会でも承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加、変更をお願いするものです。

まず追加ですが、1目道路橋梁管理費の道路維持管理費は、道路照明一括LED化工事において、公募型プロポーザルの募集要領の検討に日時を要したため7億7,405万円を繰越明許費としてお願いするものです。

次の道路改良費は、県道宿毛城辺線ほか32件において、関連する工事の工程調整などに 日時を要したため10億2,444万3,000円を繰越明許費としてお願いするものです。

次の2目道路橋梁改良費の道路改築費は、国道493号において、仮設工事での国有林の 使用承諾などに日時を要したため14億8,691万1,000円を繰越明許費としてお願いするもの です。

次の社会資本整備総合交付金事業費は、県道中村線ほか16件において、工事の施工に伴 う進入路の調整などに日時を要したため10億2,734万円を繰越明許費としてお願いするも のです。

次の防災・安全交付金事業費は、国道439号ほか150件において、測量による土地の立入りに関する調整などに日時を要したため84億3,605万5,000円を繰越明許費としてお願いするものです。

次の土砂災害対策道路事業費は、国道194号ほか1件において、伐採後に確認された落石対策工法の選定などに日時を要したため1億1,496万9,000円を繰越明許費としてお願いするものです。

5ページを御覧ください。繰越明許費の変更です。 2目道路橋梁改良費の道路メンテナンス事業費は、橋梁修繕ほか18件において、仮設工事に関する河川管理者との調整などに日時を要したため28億2,260万8,000円に変更をお願いするものです。

次の道路交通安全施設等整備事業費は、県道土佐伊野線ほか13件において、関係機関との工事範囲の調整や用地交渉などに日時を要したため11億974万2,000円に変更をお願いするものです。

6ページを御覧ください。債務負担行為の追加でございます。渡船運航委託料については、一般県道弘岡下種崎線の長浜種崎間の県営渡船の運航業務を委託しようとするものです。現在、県営渡船については新船を建造しており、本年度末に完成引渡しを受ける予定です。この新船について、令和7年2月に契約を行い、令和7年6月末までに習熟訓練を

終え、令和7年7月から3年間の運航委託を行うよう債務負担をお願いするものです。

次にその他条例議案について御説明いたします。 7 ページを御覧ください。第25号議案 県道の路線の廃止に関する議案についてです。

参考資料で御説明しますので、8ページを御覧ください。今回路線を廃止しようとする 県道黒岩東浜線は、1廃止路線の概要と、2概要図にありますとおり、安芸市黒岩と安芸 市東浜を結ぶ県道です。安芸市中心部においては、県道黒岩東浜線の東側に県道安芸物部 線の整備が完了していることや、県道安芸中インター線の整備により、県道黒岩東浜線の 県道としての意義等が喪失していることから、安芸市と協議し、市に移管することとして おりました。このたび、移管に向けて実施していた損傷箇所の補修工事が完了したことか ら、県道黒岩東浜線についてその全線を安芸市に移管するものです。県道としては路線の 廃止となるため、道路法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

以上で道路課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。
以上で、道路課を終わります。

# 〈都市計画課〉

- ◎土森委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。
- ◎中西都市計画課長 都市計画課の補正予算及び条例その他議案について御説明いたします。

初めに、補正予算について御説明いたします。1ページを御覧ください。歳入は、国からの公共事業の内示差に伴い、関係市からの負担金、国庫補助金及び県債につきまして、合計1億5,276万3,000円の増額をお願いするものです。内容につきましては歳出で御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。歳出予算について御説明いたします。3目都市施設整備費の右側の欄、1都市計画街路事業費につきましては、国から当初予算を上回る内示がありましたことから、はりまや町一宮線など5路線6工区の進捗を図るため、増額をお願いするものです。以上のことから歳出予算の補正額は1億5,865万1,000円の増額となり、補正後の予算額は合計で25億1,278万4,000円となります。

4ページを御覧ください。繰越明許費の追加でございます。2目都市整備費の都市計画 街路単独事業費でございます。旭駅城山町線ほか3路線において、工事の施行に伴い支障 となる水道管等の移設計画について、関係者との調整に不測の日数を要したことなどから 4億2,675万3,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。

下の3目都市施設整備費の都市計画街路事業費でございます。高知南国線ほか4路線に

おいて、工事施工上障害となる家屋に関わる補償交渉に不測の日数を要しましたことなどから17億471万円の繰越明許費をお願いするものでございます。今回、繰越明許をお願いする工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えておりまして、今議会で議決をお願いするものでございます。

次に条例その他議案について御説明いたします。5ページを御覧ください。第16号議案 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案についてでございます。

参考資料により御説明いたします。6ページを御覧ください。まず、条例改正に至った 背景について御説明いたします。資料上側の枠囲みを御覧ください。高知市、南国市、香 美市、いの町の4市町で構成されます「高知広域都市計画区域」では、無秩序な市街化を 防止するため、市街化を促進する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に線引き を行っておりまして、市街化調整区域では、都市計画法及び県都市計画法施行条例で開発 許可が可能な用途を限定する立地規制を行っております。近年、市街化調整区域では、人 口減少や少子高齢化により地域の活力が減退しておりまして、国の運用指針でも「周辺の 市街化を促進させず、市街化区域で行うことが不適当な場合、地域の実情に沿った円滑な 開発許可制度の運用を図ることが望ましい」との考えが示されております。これを受けま して県では、これまで高知広域を構成する4市町とともに立地規制の見直し・緩和を行っ ているところでございます。また、昨年度には県、4市町、不動産業や宅建業など関係団 体が参加する高知広域都市計画協議会を開催いたしまして、関係団体から強い要望があり ました道路幅員などの技術的な基準についても見直し・緩和を行っております。

次に、条例改正の内容について御説明いたします。資料下側の枠囲みを御覧ください。 改正点は2点ございます。1つ目は、既存道路幅員の見直しでございます。市街化調整区域におきます立地規制の見直しを行います中で、開発許可に当たり、条例に既存道路の幅 員規定が設けられております自動車修理工場、ドライブインなどの休憩所、ガソリンスタンドなどの給油所等のこの3つの業種の幅員につきまして、平成24年条例第52号の高知県 道路構造条例の縮小値を適用し、幅員を7メートルから6.5メートルに緩和を行うものでございます。

2点目の圧縮水素スタンドの追加につきましては、国の開発許可制度運用指針が令和4年4月に改正されたことに伴いまして、給油所等に圧縮水素スタンドを追加するものでございます。

なお施行期日につきましては、公布の日から施行することを考えております。 都市計画課からの説明は以上です。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎中根委員 都市計画法の施行条例の改定のときに、7メートルから6.5メートルに幅員を 緩和するとのお話なんですけれども、具体的に、幅が縮まることによって、安全面だとか

そういう点で、問題点はないのか。

- ◎中西都市計画課長 この幅員規定の見直しといいますのは、敷地に接する道路の幅員の考え方を緩和しようとするものでございます。その中で、もともとこの3業種というのは通常の普通自動車に比べて、大型車両の出入りが非常に多い業種でございますので、そういうものについて幅員規定を設けておりました。ただ、県道路構造条例の中で、幅員規定をある程度縮小できる規定がございますので、その規定に合わせまして、7メートルであったものを6.5メートルにすることで、少しでも開発ができるように緩和・見直しを行ったところでございます。
- ◎樋口委員 これからトラックの運転手の減少も含めて、大型車、トレーラー、それから 連結車が増える話もあるんですが、そういうがはこの幅員の計算に入れているんですか。
- ◎中西都市計画課長 そういうものは入れてございません。敷地に接する道路の幅員を見直すことを考えておりまして、トラックドライバーとかそういうことは考えておりません。
- **◎樋口委員** 大型の11トンよりまだ太い連結車みたいなものとかが出てきたら、この50センチメートル狭くした幅員で大丈夫ですか。
- ◎中西都市計画課長 道路構造の幅員規定の中で、2車線程度の幅員であれば最小幅員規定が6.5メートルですので、大型車両であったとしてもそこまでは緩和ができるだろうということで、緩和をしておるところでございます。
- ◎中根委員 はりまや町一宮線の工事がだんだん進んでいることと思いますが、この間の 開発については、湾に入っていく川のシオマネキとか希少生物はどうなるかとか、随分い ろんな話があったと思います。その後の調査をちゃんとしているかとか、その結果発表は どんなふうになっているのか教えていただきたいです。
- ◎中西都市計画課長 はりまや町一宮線につきましては、シオマネキ、コアマモ、トビハゼ等々いろんな希少生物がございます。そういうものについては、工事中につきましてもモニタリング調査をずっと続けておりまして、現在でも続けておるところでございます。工事につきましては、今年度である程度、桟橋工事が完成しまして、今年度末に4車線開通ということで取り組んでおるとこでございます。希少生物につきましても、都市計画課で完成後5年間ぐらいをめどに順次モニタリング調査を進めることとしております。
- ◎中根委員 集まってくださっていた皆さんたちにモニタリング調査の結果をどのように返すかについては、どうなっていますか。
- ◎中西都市計画課長 今モニタリング調査を行っておりまして、工事の再開へ向けて御尽力いただいた工事のアドバイザーの方たちには、折を見て公表できるのかどうなのか。希少生物ですのである程度、シオマネキとかの数がどういう状況になってきたのかについてはお話ししていきたいと考えております。
- ◎中根委員 地域住民の皆さんとか関心のある方から、あの結果の公表ってどうするがや

ろうねと、私たちも状況を知りたいんやけどといったお話があります。だから特定の方に だけお知らせするよりは、今状況はこうなっていますといったことを周期的に公表するよ うな、そんな機会はつくっていませんでしたか。

- ◎中西都市計画課長 今の時点では、そういうものを県のホームページ等で公表してはございません。ただ、シオマネキは希少生物で、県の保護条例の中でも指定種に指定されているため、公表については非常に微妙なところもございます。そういうところは関係課と相談しながら、公表できるのかどうなのかは検討させていただきたいと考えております。
- ◎中根委員 検討委員会などに参画をしてくださっていた方たちには何らかの形でお返しをすることができるけれど、全体としての公表の仕方はこれから考えるでいいですか。
- ◎中西都市計画課長 そうです。指定種なので、どこまで公表できるのかが、関係課と相談してみないと分からないものですから、申し訳ございません。
- ◎中根委員 元気でいることを願って、皆さん結果を待っていると思いますので、よろしくお願いします。
- ◎樋口委員 この件は県も大変苦労したと思うんですが、僕も当時議員だったからね。シオマネキはもうほとんどいないと町では言っていますけど、どうですか。
- ◎中西都市計画課長 シオマネキについては今でもおります。いることはいるんですけれども、新堀川のどこにいるのかなどは指定種ですのでなかなか公表ができないことは御理解いただきたいと思います。
- ◎樋口委員 町で聞く、ほとんどいないといった表現は間違いやね。
- ◎中西都市計画課長 シオマネキはおります。
- ◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、都市計画課を終わります。

### 〈公園上下水道課〉

- ◎土森委員長 次に公園上下水道課の説明を求めます。
- ◎坂本公園上下水道課長 今議会に提出しています補正予算及び条例その他議案について 御説明いたします。

まず初めに、補正予算について御説明いたします。1ページを御覧ください。歳入は、国からの交付金の内示差に伴う関係市からの負担金、国庫補助金及び県債の増と、後ほど説明いたします春野総合運動公園陸上競技場の屋外照明の更新に係る交付金の増によるものでございます。合計で2億7,857万5,000円の増額をお願いするものです。内容につきましては、歳出で御説明いたします。

2ページを御覧ください。歳出の4目公園費の右端の説明欄、1都市公園管理費につきましては、のいち動物公園におきまして来園者の満足度の向上を図るため、やなせさんに制作していただいたオリジナルキャラクターを活用し、来園記念フォトスポットなどを整

備したいと考えています。

2都市公園単独事業費につきましては、春野総合運動公園等において、設備の修繕を行うものです。春野総合運動公園の各スポーツ施設の照明につきましては、老朽化や使用しているランプの生産が終了するなど更新が必要な時期が到来をしています。また、二酸化炭素の削減にも寄与するためLED照明への交換も進めていく必要があります。このため、規模が大きい都市公園施設の照明について、計画的、効率的に更新を進められるよう検討を進めておりました。今般、陸上競技場の屋外照明について、点灯状況を確認したところ、立地内において一定の照度を均一に確保できてないことが判明しました。高知ユナイテッドスポーツクラブのJ3への昇格も見据え、より安全で快適にナイトゲームや練習を行える環境を早期に整える必要があることから、LED照明への更新を前倒しをして行いたいと考えています。また体育館では、一部の箇所で煙を感知する機器の老朽化により誤作動が発生しており、管理に支障が生じていることから、早急に回収したいと考えています。

このほか、のいち動物公園等におきまして、来年度前期の連続テレビ小説「あんぱん」 の放送を契機として、来園者の増加が見込まれることから、駐車場や園路の修繕などを行 いたいと考えています。

3都市公園事業費につきましては、国からの交付金の内示差がありましたことから、補 正をお願いするものです。

以上のことから歳出予算の補正額は、3億3,060万1,000円の増額で、補正後の予算額は合計で35億7,335万2,000円となります。

4ページを御覧ください。繰越明許費の追加でございます。4目公園費の都市公園単独 事業費は、池公園におきまして利用者からの意見を踏まえた遊具の選定に関する調整など に日数を要し、年度内の完成が見込めなくなりましたことから、5,662万円の繰越明許費を お願いするものです。

都市公園事業費は、土佐西南大規模公園大方地区でのスポーツ施設の改修につきまして、 大会や合宿などの施設利用に係る調整に日数を要し、年度内の完成が見込めなくなりまし たことなどから 2 億5,378万5,000円の繰越明許費をお願いするものです。

これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で議決をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案について参考資料にて御説明をさせていただきます。 5 ページを御覧ください。第17号議案高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案でございます。

1概要でございます。今回の改正につきましては、指定管理者制度を導入している県有施設について、安定して運営していくことができるよう、受益者負担の観点から、利用料の見直しを行うものです。この背景としましては、昨今の物価や人件費の上昇等により支

出が増加しており、県から指定管理者に支払う管理代行料も増加しております。

2利用料の見直しの考え方としましては、(1)対象は、事業規模が大きく、物価高騰 前よりも、令和6年度の支出における管理代行料の比率が大きくなっている施設です。都 市公園では、県立春野総合運動公園が対象となります。なお、県立公園につきましても、 今回料金を見直しますが、文化生活部歴史文化財課が施設を所管しておりますことから、 危機管理文化厚生委員会において審議をしていただいております。

(2)見直し額の考え方について御説明します。右側のグラフを御覧ください。まず、物価高騰前の支出に占める収入のオレンジ色と、管理代行料の青色の比率は2.5対7.5となっています。令和6年度予算では、管理代行料の占める割合が増加し、2.4対7.6となっています。令和6年度予算の管理代行料を変えずに物価高騰前の比率と同じになるようにするには、収入を4%増やす必要があります。値上げする施設につきましては、各施設の利用に対して公平に負担していただくため、値上げ率を一律にいたします。これに加えまして、これまで利用料を設定しておりませんでした長机と折り畳み椅子について、新たに設定をいたします。

3 主な施設の利用料金でございます。 4 %の値上げにより表中の利用料、新の列に示す 金額となります。

4周知の方法としまして、周知期間をしっかりと確保し、公園のホームページやSNSでの発信、公園内での掲示や、日頃から利用していただいている方々へ新料金表の配布などを行ってまいりたいと考えています。

5施行予定日は、令和7年4月1日を予定しています。

公園上下水道課からの説明は以上です。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎中根委員 条例改正議案の第17号なんですけれども、この物価高の中で2.5対7.5の比率をどうしていくのかと。いろいろシミュレーションもあって御協議をされたと思いますけれども、言わばその物価高で大変なのは県民全体です。その県民がスポーツや文化に携わろうとするときに、指定管理されている場所に行きたいと思っても、物価高を抱えている県民が、さらにお金を多く出さなければ利用できないのは、県の在り方、県の住民サービスに対する在り方にとって本当にいいのかといった議論に私たちはなりました。物価高に追いつく指定管理をお願いするのであれば指定管理料を増やすべきだと。利用者は県民なわけですから、その人たちにはなるだけ負担を軽くする、人件費も高くなるからその分を上乗せして皆さん負担してくださいではなくて、指定管理をお願いしている県の指定管理料そのものを増やしていく、そういう考え方にしないと、指定管理がされている施設をますます利用しづらくなるんじゃないかと。この件だけではないですが、様々な指定管理を受けている場所での県民負担は、思い直すべきではないかという議論になったんですが、

そういう議論はなかったんでしょうか。

- ◎坂本公園上下水道課長 今回の値上げに関しましては、当然公園上下水道課の所管している春野総合運動公園だけではなくて、全庁的な考えの下に行っております。様々な議論が県庁内でもあったと思うんですけれども、そこで統一的な考え方でいく方針になって、苦渋の思いとも思いますけれども、値上げに踏み切ったところです。全庁的に決められた考え方になっておりますので、公園上下水道課だけが違う対応をすることはなかなか難しいです。
- ◎中根委員 他の県では同じようなことが行われているんでしょうか。調べたら利用料を 上乗せしていく考え方には、まだ踏み切ってないんじゃないかとの話もあるんですが、そ の点はいかがですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 調べたところ、京都市の運動公園で昨年4月に利用料を5%値上げしている実例がございます。あと茨城県においても、電気料金の高騰を踏まえて各施設の利用料を上げた事例が調べた限りではございます。
- ◎中根委員 住民が健康や文化に親しむ。そういう点で、安くなるのはいいんですけど、 どんどん物価高に伴って上げていきますという波に行政が行政サービスとしての部分を引 っ込めて県民負担にするのは、利用そのものを抑制することにつながるんじゃないかとの 思いもありまして、今お聞きいたしました。
- ◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、公園上下水道課を終わります。

# 〈住宅課〉

- ◎土森委員長 次に住宅課の説明を求めます。
- ◎大原住宅課長 住宅課からは補正予算について御説明いたします。1ページを御覧ください。住宅費につきまして3億1,331万8,000円の増額をお願いするものです。

右の説明欄にあります住宅耐震対策事業費について御説明いたします。 2ページを御覧ください。住宅の耐震化は、様々な地震対策の入口に位置づけられる最重要施策であることから、第5期南海トラフ地震対策行動計画の1丁目1番地に位置づけ取り組んでまいりました。資料中段のグラフにありますとおり、令和6年能登半島地震や4月に宿毛市で震度6弱を記録した地震などにより、県民の防災意識が高まったことなどを受けて申込み件数が増加をしております。その結果、今年度7月までの申込み件数は昨年度同期に比べ、左のグラフの耐震診断で約2.5倍、その右のグラフの耐震改修で約1.5倍となっており、当初の予定を大幅に超えることが見込まれております。防災意識が高まっている今の時期を逃さず、住宅の耐震改修などの地震対策を促進させるため、資料の左下にありますように、市町村からの追加要望額を基に積み増しを行い、第5期南海トラフ地震対策行動計画の目標である、3年間で4,500棟の達成に向けて残り約2,000棟の耐震改修にしっかりと取り組

んでまいります。

以上で住宅課の説明を終わります。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎樋口委員 補正を組んだわけですけど、あの後、各市町村から相当要望がありましたよね。当然、県民からあったということなんですが、これで市町村、県民の要望の何割が解決しそうですか。
- ◎大原住宅課長 今回の補正の金額は、市町村の要望どおり財政に予算をお諮りしております。ただ、これは8月の南海トラフ地震の臨時情報が出る前に集計した数字でございますので、今後増えることもあれば、再度、補正をお願いする等の検討も必要かとは思っております。
- ◎樋口委員 県は一生懸命つけてくれたか分からんけど、現実に割り勘を持つ市町村で、 やっぱり厳しいからという理由で予算を絞りゆうところもあるみたいなけど、そういうこ とに対してはどう思われますか。
- ◎大原住宅課長 市町村につきましても、今後の国費の補助金がつかなければということもございますが、我々としましては国費も十分に取ってくるように努力することを含めて、予算化をしていただくようにお願いをしております。
- ◎上治委員 樋口委員と重なるかも分かりませんけれども、今回の補正を組み、そして耐震改修4,500棟の達成まで2,000棟分ということは、把握している耐震化をしないといけないものの半分にはいってないんですか。
- ◎大原住宅課長 これは第5期南海トラフ地震対策行動計画で年間1,500棟、3年間4,500棟を目標に取り組んできておりました。資料の表の右にございますように、R4年とR5年はそれぞれ目標を達成できておりません。したがいまして、あと2,000棟近くの改修が必要で、今年度、現状では達成できる見込みで、申込みが増えている状況でございます。
- **②上治委員** 高知県内で、空き家とかじゃなくて、いわゆる耐震をしないといけないのが どれくらいあるかは、各市町村も本人からの申出がない限りつかめていないんですか。
- ◎大原住宅課長 耐震性がない建物については昭和56年以前の建物として把握しておりますが、市町村によりましては、正確な数字はつかめていません。県でも、住宅土地統計調査などの抽出調査で一定の推計をしている状態でございまして、全体につきましては今把握できていません。
- ◎上治委員 ということは、県の第5期南海トラフ地震対策行動計画の3年間の目標でこういうふうにやっていこうとしても、最終的には、昭和56年以前に建てられた建物は本人からの申請がない限りは、どのくらいパーセントで終わっているかはつかめないんですか。
- ◎大原住宅課長 一応、住宅土地統計調査で推計値が出ますので、それを基に県では計画 して取り組んでおります。昨年度末の耐震化率については89%でございますので、それを

上げていく形で取り組むようにしております。

- ◎上治委員 じゃあ今年度どのくらいまで行く計算になりますか。
- ◎大原住宅課長 今年度末で90%になるのではないかと思っておりますが、先ほど言いましたように、住宅土地統計調査の推計値を基に推計を重ねております。令和5年に住宅土地統計調査を行いまして、集計値の確定値が今年度中に出るかと思いますが、それによって見直しをした場合には、また89%台になる可能性がございます。
- ◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

## 〈港湾振興課〉

- ◎土森委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。
- ◎藤井港湾振興課長 当課の9月補正予算につきまして御説明いたします。1ページを御覧ください。歳出予算について御説明いたします。今年12月、宿毛湾港に初めて外国客船が寄港することが決定いたしましたので、表の右側、説明欄にございますように、ポートセールス推進事業について受入れに必要な1,835万4,000円の補正をお願いするものでございます。

2ページを御覧ください。背景に記載しておりますとおり、重要港湾である宿毛湾港への外国客船の初寄港に伴い、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき、必要な保安施設整備等を行うものでございます。

その下のオレンジの枠囲みにありますとおり、寄港する客船はバイキング・エデンでございます。今年度の寄港回数は、その下の表のとおり6回の予定となっております。

右側の枠囲みを御覧ください。まず1つ目、宿毛湾港の保安設備等購入費につきましては、国際船舶・港湾保安法に基づき、港湾管理者として設置が義務づけられている制限区域用の埠頭保安フェンスなどを購入するものでございます。

2つ目の客船受入等業務委託料(宿毛湾港)につきましては、1つ目の事業で購入したフェンスの設営・撤去や警備員の配置、税関用仮設テントの設置などを民間事業者に委託して実施するものでございます。

最後の宿毛湾港等利用促進事業費補助金につきましては、入出港の際に使用するタグボートを宿毛湾港に回航する費用に対して県と宿毛市が補助するもので、当初予算で4回分を措置済みでございますので、不足する2回分の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎上治委員 国際船舶・港湾保安法に基づき必要となる制限区域用フェンス、これの目的は乗っておる方がほかへ行くことを防ぐためにやらないかんとしたもんなんですか。
- ◎藤井港湾振興課長 簡易的な仮設フェンスでございますので、本設では2.4メートルの忍

び返しつきのフェンスを設置するのが本当なんですけれども、今回は期間も間に合わない、 急な初寄港でございますので、国と協議いたしまして1.5メートルのプラスチックの簡易フェンスでいいと。要は何を防ぐかと申しますと、クルーズ側から出る方、それと入る方。 特にテロ対策ですので、入った側で危険物とかそういったものを防ぐために設置しなければならないと。ただ、今回1.5メートルの高さでございますので、20メートルに1人の警備員をつける条件付でございます。

- ◎樋口委員 この船は高知港じゃなくて宿毛へ行くわけですよね。高知港じゃなくてどうして宿毛へ行ったわけですか。
- ◎藤井港湾振興課長 まずは、前々から宿毛湾港にいかがですかと、外国客船にはオファーしておりました。それとにっぽん丸、それから宿毛湾港には1回ですけど飛鳥Ⅱが寄港しております。外国客船も新しいところに入りたいニーズがございますので、ちょうどオファーしたことと合致し誘致が実現したところです。
- ◎中根委員 結局この保安フェンスは、税関のような役割をするところではないですか。 外国客船が入るときって税関手続みたいなのが必ず要る気がしてたんですが、それはどう なっていますか。
- ◎藤井港湾振興課長 フェンスの中にテントを張りまして、税関に来ていただきます。
- ◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾振興課を終わります。

#### 〈港湾・海岸課〉

- ◎土森委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。
- ◎岡本港湾・海岸課長 港湾・海岸課からは、補正予算、繰越明許費について御説明させていただきます。

まず、補正予算についてでございます。1ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、国から県の当初予算を上回る内示を頂いたことから、浦戸湾の三重防護対策や、沿岸部の高潮、高波対策、また港湾施設の老朽化対策を推進するため、追加補正をお願いするものでございます。

歳入予算につきまして、7款分担金及び負担金、9款国庫支出金は、国からの公共事業の内示差に伴い、増額をお願いするもので、内容につきましては、歳出予算で御説明させていただきます。

2ページをお願いします。14款諸収入の25目違約金及び延納利息の違約金と、次の行の 賠償金は、今年6月7日付で事業者に請求しました、県発注の地質調査等業務に係る違約 金及び賠償金のうち今年度に納付の見込みのある金額を計上しております。

15款県債は、国からの公共事業の内示差に伴い、増額をお願いするもので、内容につきましては、歳出予算で御説明させていただきます。

以上、歳入予算の補正額は合計で11億3,832万8,000円となっております。

3ページをお願いいたします。まず、港湾費の補正について御説明させていただきます。表の中段、3目港湾建設費の説明欄の1重要港湾改修費から、3港湾施設改良費につきまして、いずれも国から県の当初予算を上回る内示がありましたことから、浦戸湾の三重防護対策の第1ラインとなる防波堤などの港湾施設の延伸と老朽化対策を推進するため、その差額分4億8,825万円の増額をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。海岸費の補正について御説明させていただきます。表の上から1目海岸費の説明欄の1漁港海岸管理費、国庫支出金等精算返納金は、先ほど説明いたしました県発注の地質調査業務に係る違約金及び賠償金のうち、本年度に納付のあった額を基に、国の補助金に相当する額と市町村負担金に相当する額を国と市町村それぞれに返納するものでございます。

次の2目耕地海岸保全費の説明欄の1耕地海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費から、2耕地海岸老朽化対策緊急事業費と3目漁港海岸保全費の説明欄の1漁港海岸高潮対策事業費、続きまして5ページをお願いいたします。同じく、3目漁港海岸保全費の説明欄の2漁港海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費、さらに中段の4目河川海岸保全費の説明欄の1河川海岸高潮対策事業費及び2河川海岸侵食対策事業費、続きまして6ページの5目港湾海岸保全費の説明欄の1港湾海岸高潮対策事業費、以上につきましては、国から県の当初予算を上回る内示がありましたことから、海岸堤防の耐震補強工事や離岸堤などの海岸保全施設の整備を推進するものでございます。

7ページをお願いいたします。以上、海岸費の補正額につきましては、最下段にあります 7億939万3,000円の増額をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。港湾海岸事業の補正額の合計につきましては、表の最下段にありますように11億9,764万3,000円の増額をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。続きまして、繰越明許費の主な事業につきまして御説明させていただきます。表の7項港湾費の3目港湾建設費の重要港湾改修費は、高知港での東第2防波堤及び護岸(防波)の延伸工事におきまして、施工ヤードに隣接する利用者との調整に日時を要したことから4億2,000万円の繰越明許費をお願いするものでございます。

次の地方港湾改修費は、奈半利町の奈半利港での防波堤整備におきまして、ブロックの 製作ヤードの調整に日時を要したこと。四万十市の下田港の航路護岸工事におきまして、 関連する他事業との計画調整に日時を要したことから1億2,600万円の繰越明許費をお願 いするものでございます。

次の港湾施設改良費は、手結港ほか6港で可動橋などの補修工事におきまして、港湾利用者との調整に日時を要したことから5億9,220万円の繰越明許費をお願いするものでご

ざいます。

次の港湾環境整備事業費は、奈半利港の緑地公園の整備におきまして、粉じん対策について地元との調整に日時を要したことから5,250万円の繰越明許費をお願いするものでございます。

次の8項海岸費の2目耕地海岸保全費の耕地海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、 宿毛市の大深浦海岸での海岸堤防の耐震補強工事におきまして、海岸堤防に隣接する排水 機場の管理者である宿毛市との施工時期の調整に日時を要したことから2億8,350万円を。

次の耕地海岸老朽化対策緊急事業費は、黒潮町の上川口海岸での海岸堤防の補修工事に おきまして、工事の資材ルートの選定に当たり、利用者との調整に日時を要したことから 3,675万円の繰越明許費をお願いするものでございます。

次の3目漁港海岸保全費の漁港海岸高潮対策事業費は、土佐市の宇佐漁港海岸での海岸 堤防の耐震補強工事におきまして、工事に際し支障となる建物の移転撤去に係る補償交渉 に日時を要したことから6億9,300万円を、その下の市町村管理漁港海岸保全事業費は、安 芸市の穴内漁港海岸での離岸堤の工事におきまして、ブロックの製作ヤードの調整に日時 を要したことから9,300万円の繰越明許費をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。4目河川海岸保全費の河川海岸高潮対策事業費は2億5,200万円。その下の河川海岸侵食対策事業費の1億4,700万円につきましては、香南市の岸本海岸ほか3海岸におきまして、ブロックの製作ヤードの調整に日時を要したことから、繰越明許費をお願いするものでございます。

次の河川海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、室戸市の鹿岡海岸、菜生海岸での海岸堤防の補強工事におきまして、工事の資材運搬ルートの選定に当たり、利用者との調整に日時を要したことから3,360万円の繰越明許費をお願いするものでございます。

次に、5目港湾海岸保全費の、港湾海岸高潮対策事業費は、高知港海岸ほか2海岸におきまして、工事施工に伴う作業ヤードの確保に当たり、関係者との調整に日時を要したことから15億2,250万円の繰越明許費を、その下の港湾海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、高知港海岸での排水機場のシステム更新におきまして、関係者との調整に日時を要したことなどから2億265万円の繰越明許費をお願いするものでございます。

以上、これらの工事はいわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で議決をお 願いするものでございます。

以上で港湾・海岸課の説明を終わります。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎樋口委員 さっきの市町村海岸、安芸の穴内です。理由を市町村工事遅延のためと説明書いてるんですが、先ほどブロック製作ヤードに時間を要したと、具体的にどういうことですか。

- ◎岡本港湾・海岸課長 ブロック製作ヤードを東の安芸川でしたか、そちらの河口で造る 予定になっていまして、そちらの調整に少し時間を要した内容でございます。
- ◎樋口委員 安芸川のここは昔からブロック造りゆうところ。どうしてこれに時間を要したんですか。
- ◎岡本港湾・海岸課長 前年度までの繰越工事で少しブロックが残っていたのと、既存ブロックの移動の調整に少し時間を要した内容です。
- ◎樋口委員 そんなこと分かってることやろう。そういうことがあることは目に見えて分かってる、目に見えてなかったら理由もそら分かる。これは県の査定も甘くないですか。 予算がつくことはいいことですよ。いいことやけど、あそこは30年前からやりゆう、毎年同じパターンでやってできないことが分かっているのに、あなた方は予算を通したでしょ。 逆に言うたら熱意があるきよね、感謝せないかんけど。こんな単純なことをどうしてやるんですか。
- ◎岡本港湾・海岸課長 海岸工事は、海上工事、船舶による据付け工事ということもありまして、どうしても据付け時期が限定されることもあって、大体、年度の波浪、荒天が続く時期にはブロック製作しておいて、それを下半期に据付けに行くローテーションを年間で組んでおるところでございます。今回の繰越しのお願いにつきましては、今後ブロックを製作しておいて、今度の冬場に据付けに持っていくので、工期を延ばし翌債の手続きを行いたいといった内容でございます。
- ◎樋口委員 ここで話しても長くなるからまた後で説明に来てください。
- ◎橋本委員 歳入のところで違約金及び延納利息というのがあって、違約金については 1,118万円ということになっているんですけれども、ちょっとこれ調定ですよね。この違約 金とか賠償金の調定は、何をもって納付決定をされて、多分これ納めなかったらどんどん 延滞金がついてくるので、どういう調定の仕方なのか教えていただけませんか。
- ◎小笠原土木政策課長 午前中の資料で、全体で648件が談合認定されたと御説明させていただきました。それぞれその事業課がありますので、一覧表に記載しました13課において収入調定を起こした状態になっています。
- ◎橋本委員 ということは、納入決定をその時点でして、そこから以降についてはもう延滞金は発生しないんですか。
- ◎小笠原土木政策課長 納期限は7月31日に決定しております。そこまでに11者から納付がありました。
- ◎橋本委員 2者入ってない。
- ◎小笠原土木政策課長 うち1者は履行延期申請をしておりまして、延滞金ではなくて延納利息がつきます。本来は一括納付ですので、それを分割することによっての延納利息がつきます。納期が守れなかったところについては、遅延利息がつきます。13引く11の残り

2者のうちの1者は納付がありませんでしたので、そこには遅延利息が発生することになります。

- ◎橋本委員 分からんのは、遅延利息が発生したら、その時点でずっと遅延金が加算してくるわけじゃないですか。それが、この補正予算で確定しているので、どういうことなのかなと思いながら聞いていたんですけれど。
- ◎小笠原土木政策課長 まずは歳入でございますので、請求して入ってくる全体のお金を 歳入予算として上げておると。遅延利息分で入ってきた分はまた別の歳入です。
- ◎橋本委員 別途か。この中に包括されているわけじゃなくて。
- ◎小笠原土木政策課長 これが歳出でしたら予算を御承認いただかないと出せないんです。 歳入なので、この遅延利息が発生した分は今後の決算で対応させていただければ。
- ◎中根委員 この議案ではなくて、港湾・海岸課に、特定重要港湾の関係で、防衛省なり 国から何かその後お話があったかどうか、少し聞かせてください。
- ◎岡本港湾・海岸課長 特定利用港湾につきましては、今年度の4月1日に指定を受けて以来、我々担当者レベルで電話、それからウェブ会議等で少し協議を重ねてまいりました。その協議の内容につきましては、県民の皆様が不安に感じていらっしゃるようなところもございますので、そこにつきましては意見交換の内容であったり、港湾の利用について、可能な限り公表していただけないかと協議を重ねてきたところでございます。現状につきましては、先月の9月4日の段階で、顔合わせを兼ねた第1回目の意見交換会を開催したところでございます。その内容につきましては、県の港湾・海岸課のホームページにてお知らせしているところでございますけれども、9月4日の意見交換会の内容では、今年度予定されている訓練はないと伺っているところでございます。
- ◎中根委員 今後、定期的にといったお話はないですか。
- ◎岡本港湾・海岸課長 その意見交換については、定期的にというよりも、国がおっしゃっていたのは、年1回程度以上でして、内容が変われば必要に応じて開催されると認識はしていますけれども、現状では変化がないとのことなので、今のところ次の意見交換の内容についてのお知らせはないです。
- ◎樋口委員 確かに県民に不安の声もあるんですが、中にはこの御時世もっともだという 県民も今いますからね。防衛省らと話するときはそういう声もあると、けれどこういう声 もあると、2つを言うてくれないかんですよ。
- ◎岡本港湾・海岸課長 その内容も十分伝えて。特に、能登の地震を受けたときには、映像では自衛隊の方が現地へ駆けつけたところも我々メディアを通じて見てきていますので、そちらについてもお話はしてきておるところでございます。
- ◎土森委員長 それでは質疑を終わります。

以上で、港湾・海岸課を終わります。

これで土木部の議案を終わります。

# 《報告事項》

◎土森委員長 続いて、土木部から1件の報告を行いたい旨の申出があっておりますので、 これを受けることといたします。

### 〈公園上下水道課〉

- ◎土森委員長 それでは高須浄化センターへの太陽光発電設備の導入について、公園上下 水道課の説明を求めます。
- ◎坂本公園上下水道課長 公園上下水道課からは、高須浄化センターへの太陽光発電設備の導入について御報告をさせていただきます。2ページをお願いします。
- 1つ目ですが、高須浄化センターの施設概要です。高須浄化センターは高知市、南国市、 香美市の汚水を処理しています浦戸湾東部流域下水道の終末処理場です。平成2年度に供 用を開始し、令和5年度末現在、約21万人を対象とする汚水処理を行っております。

2太陽光発電導入の目的と経緯ですが、高須浄化センターを含む下水処理場では、汚水の処理等に多くのエネルギーを利用しており、省エネや創エネによるCO2削減の取組が求められています。また、近年、燃料価格の高騰等により電気料金が大幅に値上がっており維持管理費用も上昇しているところです。このような中、令和4年度に見直しを行った処理場の全体計画では、処理区域や人口推計の見直しなどにより、計画処理水量が減少したことから、処理施設の計画規模を縮小しました。その結果、当初計画で処理施設の整備を予定していた処理場の南側用地は、将来の大規模改築時の更新用地として位置づけしましたが、当面の間、処理場としては未利用となることから、維持管理費及び二酸化炭素排出の削減、未利用地の活用を図るため太陽光発電施設を導入するものです。

3太陽光発電設備の導入概要です。まず(1)施設規模ですが、発電した電力は全て自家利用とし、高須浄化センターの設備容量、電力の利用状況を鑑み、余剰電力が発生しない発電設備出力を設定しています。発電設備の出力は781キロワット、年間の発電量約120万キロワットアワーを想定しています。

(2)導入方式ですが、自己所有、第三者所有、固定価格買取制度による導入を検討し、 初期投資が不要でメンテナンスリスクが少ない第三者所有のPPA方式による20年間の契 約で導入することとしました。なお、設備を設置する際には、国の地域脱炭素移行・再工 ネ推進交付金を活用し、設備導入費用の3分の1、1億1,000万円を上限にPPA事業者に 対する補助も予定しております。

4太陽光発電設備導入の効果ですが、サウンディング調査等による想定電力単価により 試算した結果、現状と比較し、年間約370万円の電気料金の削減と高須浄化センターの電力 使用に係る二酸化炭素排出が年間約20%に当たる520トンの削減を見込んでいます。また、 令和3年度より供用しています消化ガス発電では、年間380万キロワット程度発電している ことから、太陽光発電設備の導入と合わせますと、高須浄化センターで使用している電力 の約8割が再生可能エネルギーとなりますことから、2050年カーボンニュートラルの実現 に向けての大きな取組と考えております。

5 導入のスケジュールですが、令和6年度にプロポーザルによるPPA事業者の公募、 選定を行い、令和7年度に太陽光発電設備設置工事を行い、令和8年度からの発電開始を 予定しています。

公園上下水道課からの報告は、以上になります。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎橋本委員 PPA契約を、20年契約するとのことなんですけれども、単純に言うと売電 契約をするんですよね。
- ◎坂本公園上下水道課長 この電力を購入する契約のことをPPAといいますので、その契約のことになります。
- ◎橋本委員 普通PPAというのは、要はそのイニシャルコストそのものの購入電気会社が用意するようなイメージでおったんですけれども、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金ってあるんですが、県がこのハードについて何か設置をしてやるんですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 このPPAは、施設所有者が提供する敷地に対して、民間の事業者が来て発電をして、その発電の電力を県が有償で買い取る仕組みです。
- ◎橋本委員 ここに設備導入費用に国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用予定で、 補助率は3分の1と書いているけど、あとの3分の2はその会社が出すんですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 3分の1の国費は設置する民間事業者に充てて、残りの3分の2は民間事業者が出す仕組みになっています。
- ◎橋本委員 8割が太陽光発電によって賄われて、あとの2割はPPA契約をした会社から買わなければならないんですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 今回、太陽光発電することによって消化発電が380。今回太陽光が120、それで500になります。今600が高須で使っている電力なので、120加えたことによって8割ぐらいが再生可能エネルギーで、あと2割は従来どおり四国電力から調達する形になります。
- ◎橋本委員 四国電力というか、PPAの契約会社から買うということでしょ。
- ◎坂本公園上下水道課長 380が消化発電で、今回120分をPPAの事業者から買い取る。
- ◎橋本委員 それは分かる。
- ◎坂本公園上下水道課長 残りの2割は従来どおりの電力調達になります。だから8割ぐらいが再生可能エネルギーなんですけれども、まだ2割は相変わらずの四国電力から調達する仕組みになっています。
- ◎橋本委員 勘違いをしていた。PPA事業者は、売電会社なのかなと思っていて、結局、

- PPAの事業者は、その太陽光発電のシステムを設置するだけの会社なんですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 高須の処理場に太陽光発電のパネルを設置して、そこで電力を作って、その電力を県に有償で提供してもらうと。その価格が今の市場価格よりも安い。安く調達できるので県としてもメリットがある仕組みになっています。
- ◎樋口委員 簡単に言うたら、県が家主になるというようなことよね。ほんでこれ、どれくらいこのPPAの業者がもうかるんですか。そうじゃないとこの3百何万円という数字は出てこんですよ。
- ◎坂本公園上下水道課長 サウンディング調査をしまして、実際高須浄化センターに太陽 光発電設備を導入したときに、参入する業者はいますかとアンケートを取って、平均の価 格が今の市場価格より安かったわけです。なので、その価格でも民間の業者は利益がある と思います。その中身まではまだ分からないんですけれども、サウンディング調査でそう いう市場の動向だから、そういうことができる業者もいるので、今回、踏み切る形です。
- ◎樋口委員 商売の理屈からいったら、PPAの会社が100万円もうけて、県が370万円も うけて、合計の利益が470万円ですよね、簡単に言うたら。
- ◎坂本公園上下水道課長 100万円ならそうなるかもしれません。
- ◎樋口委員 高知県関連の会社の応募をある面、基準にしちゅうがじゃないですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 知っている限りでサウンディング調査したので、四国内に関する会社も入っているかもしれません。3社ぐらいはそういうところもありますし、全国的なところもあります。
- ◎樋口委員 公営企業局でも買取り価格が一番高いときにやっちょったらよかったと思うんです。民間が入ってくることは当然利益が出るから入ってくるわけですよね。利益が出るがやったら、自分くでやる勇気はないんですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 それは自己処理で県が発電する形ですか。
- ◎樋口委員 そうそうそう。公営企業局でもどこでも構わない。
- ◎坂本公園上下水道課長 もともとの設備投資に多額の費用も要りますし、その後のメンテナンスも要ります。そこも比較した上で、そうなった場合になかなかコストに見合うのが難しいと判断したので、今回このPPAにしたところでございます。
- ◎橋本委員 PPAとは基本的にはリース契約のことですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 リース契約じゃないです。その設備の電力を有償で買い取る。 電力を買うだけです。その設備自体は、民間の事業者の持ち主です。我々は土地を貸すだけです。
- ◎橋本委員 例えば20年契約で、20年たった後はPPAの事業者が撤去するんですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 撤去で何もない状態になります。
- ◎樋口委員 PPAと書いちゅうけど、Power Purchase Agreement。これでイメージ分か

- りますわね。
- ◎中根委員 家賃、土地代はその業者の方から頂く形ですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 土地代は無償で置いていただくことになります。
- ◎中根委員 本来なら公営企業局あたりが本当にやったらいいのになあと、今頃思いながら。
- ◎上治委員 中根委員と一緒です。さっき言ったように、電力を安く買うことができるということは、そこに貸しておる土地代も、あらゆるものを計算して買い取る考え方でいいんですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 そうです。向こうの利益も考えて。今回は、あくまでも売電とはいえ、我々の土地で自己消費するための、処理場のためだけの電力なので、土地は無償になっています。それを売ったりするわけじゃなく、土地の中だけでのやり取りになります。
- **②上治委員** 図面で見ると、赤いところに予定場所と書いているんですが、まだ仮にこれがもう少し右側へ導入したら、20%を四国電力から買わなくても、もう少し大きいのにしたら全部ここで自己処理できる考え方にはならないですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 あくまでもここは今後の施設の更新用地でもございます。あと 災害時への対応の土地でもありますし、ここ全部になってもなかなか賄い切れなかったの も計算上ございます。なので、割り切って、このあたりで線を引いたと。なかなか全部は 賄い切れなかったのは事実です。
- ◎橋本委員 今さらの話なんですけども、これPPAの契約をするのと、それから県が自分でやるのと費用計算したことありますか。
- ◎坂本公園上下水道課長 はい、計算しております。
- ◎橋本委員 どれぐらい違いますか。
- ◎坂本公園上下水道課長 年間700万円ぐらいは違います。
- ◎橋本委員 年間700万円というのは、700万円出さんでもいいということですか。
- ◎坂本公園上下水道課長 そうです。
- ◎橋本委員 そっちのほうが絶対得やろ。
- ◎坂本公園上下水道課長 持ち出しが要るので、今だったら370万円利益があるんですけれど、自分で施設を設置したら350万円の赤字なのでもうけにならないです。
- ◎樋口委員 自分でやったら減価償却が要るということやろ。
- ◎坂本公園上下水道課長 投資しただけで電力買ったとしても、今の四国電力から調達したほうが安いといいますか、それだけ余計手間がかかるだけで、利益が生まれない状態になります。
- ◎樋口委員 さっき利益が生まれないと言ったのはおかしいですよ。利益が生まれなかっ

たらどうして民間会社がやりますか。利益が生まれるからこそ民間がやるんですよ。俗に言う家賃分じゃないけど、370万円を払ってくれるわけでしょう。その払った後でも利益が出んとどうして民間会社がやりますか。民間会社が乗り出してくるということは最終的に利益が出るんですよ。県の計算でも利益が出るからこそ、プロポーザル提案ができるわけですから。利益が出なかったらこんなこと誰が乗ってきますか。

- ◎坂本公園上下水道課長 PPAの方式では、利益が出ますので今回導入するように決定をしております。
- ◎土森委員長 それでは質疑を終わります。

以上で、公園上下水道課を終わります。

明神委員より、要望があります。

◎明神委員 土木行政に対する建設業者、採石業者からの声を聞いております。その声を申し上げ、私からのお願いを申し上げたいと思います。

その声は、昨年の12月に本県に配分された国土強靱化の補正予算は、そのほとんどが高速道路の仕事と耐震化の仕事に配分されて、建設業者の仕事には僅かしか配分されなかったと。そのため、建設業者の仕事は今年の4月から6月の端境期はほとんどなく、現在も例年に比べて仕事が少ないとのことであります。それと砕石の出荷量は建設業者の仕事に比例しますから、例年に比べて出荷量が少ないという声であります。

そこでお願いですけれども、まずは今年の国土強靱化の補正予算ですね。これはもう高速道路の仕事と耐震化の仕事、そして建設業者の仕事にバランスよく配分してあげてほしいと思います。そうすることによって来年の端境期には仕事があるようになりますし、また砕石についても、先ほど申し上げましたように建設業者の仕事に比例して出荷量が増えるわけですので、よろしくお願いしたいと思います。

あわせて今後は、当初予算の公共事業の予算配分については、そういったことを踏まえてバランスよく配分してくれることを要請しておきたいと思います。この要請は各土木事務所にも指示をお願いします。小規模の建設業者、採石業者は自転車操業と言ったらおかしいですけれども、少し仕事が少なくなる、また砕石の出荷量が少し少なくなりますと、それに比例して即経営が厳しくなる。借入れをしなければならない状況でありますので、ぜひとも両業者の声をしっかりと受け止めて、この声を今後の土木行政に反映していただきますよう、よろしくお願いをしておきます。

以上です。

◎土森委員長 それでは土木部を終わります。

休憩を挟みたいと思います。3時5分まで休憩とさせていただきます。

(休憩 14時48分~15時4分)

◎土森委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

# 《産業振興推進部》

◎土森委員長 次に産業振興推進部について行います。

#### 《報告事項》

◎土森委員長 産業振興推進部から1件の報告を行いたいとの旨の申出があっておりますので、これを受けることにいたします。

初めに部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎合田産業振興推進部長 当部からは、7月末のオープンから2か月が経過いたしました 関西のアンテナショップ、SUPER LOCAL SHOP とさとさにつきまして、 この間の売上げや来店者数、そして、2か月の運営の中で見えてまいりました課題とその 対応などを御報告申し上げます。

詳細につきましては、この後、地産地消・外商課長から御説明をいたします。 私からの説明は以上でございます。

## 〈地産地消・外商課〉

- ◎土森委員長 それでは、SUPER LOCAL SHOP とさとさの状況について、 地産地消・外商課の説明を求めます。
- ◎吉野地産地消・外商課長 2ページ目が売上げ等の状況についてで、売上げについては、 一定手応えは感じておるところでございますけれども、3ページ目で、先ほど部長も申しましたように、課題、売上げだけではなくて、今後その売上げをどうやって維持するのか、 それから、本来のアンテナショップの大きな目的である外商とか観光の誘客、そういったところも非常に大事な観点ですので、そういった部分についての課題感、取組について御説明をさせていただきます。

まず2ページ目、上の図1、売上げと来店者数の推移になっております。一番右上のほうに凡例を書いています。黄色い棒グラフが左の7月29日から右の9月30日までの売上げの推移の棒グラフ。もう一つ、赤い折れ線グラフが来店者数になっております。まず売上げについてですけれども、表の右上のほうに売上げ(64日間)という吹き出しがございます。64日間で6,100万円を超える売上げになっていまして、1日平均にしますと95万9,000円です。右下の下にもう一つ吹き出しで売上目標の吹き出しがございます。これが年間で1.21億円の目標を立てておりまして、1日にならすと49万4,000円の目標でございます。なので、ここについて、横に線を引っ張っている部分なんですけど、この目標に対して実際は棒グラフの状態になっているのを図で表示しております。一応、8月平均よりも9月平均のほうが8万円ぐらい1日平均で売上げが伸びておりまして、9月のほうが伸びておる

のは大変うれしい話かなと思っておるところです。

次、来店者数ですが、左上の赤い折れ線グラフのところに吹き出しを書いています。64日間で55万人余り、1日平均で8,614人。下の吹き出しには33万人の目標に対し、1日平均では1,347人であると。人数に関しては地産外商公社とも相談をして、一定上方修正の目標を今後検討したいと思っております。東京のアンテナショップのレジ通過率を想定して入れておったんですが、東京の単独店舗といわゆるテナント入居では、お客様の動きが違う部分もある、増えている部分もありますので、そのあたりは今後しっかり見直しをしていきたいとい思っております。

図2曜日別の売上げ等について、月曜日から日曜日までの曜日別の売上げを書いています。

図3が男女比です。このあたりは東京のアンテナショップとあまり変わりはありません。 大体こういうような傾向でございます。

図4来店者の方の年代別の割合を10代から年代別に書いています。少し特徴がございまして、とさとさのほうが東京に比べて10代から30代までの若い方が多い状況があります。 逆に言うと、40代から上の方々は東京のほうが多い。銀座、梅田といった立地、もしくは テナントといったところでも特徴が出ているのかなと考えております。

最後に右下、図5売れ筋ランキングですけれども、点数で売れ筋のものについて、御参考までに記載しております。

では、次に3ページをお願いいたします。上のところに黄色で、これまでの取組を左の列。次に右隣の列が2か月で見えてきた課題。もう一つ右の対応策と書いた部分が具体的な対応をしていたりする部分。一番右が中期的に検討していきたい部分と、項目を整理しております。上段と真ん中段と下段の分けを一番左端に御説明させていただいていますが、一番上がいわゆる売っていく部分、物販ですね。真ん中のほうが情報発信の部分。一番下が外商活動と分けております。

まずは一番上の段の物販について御説明します。これまでの取組、左上の一番左のますですけれども、6つほど記載をさせていただいておりますが、まず2つ目の白丸、試食・試飲の積極的な実施にも取り組んでまいりました。催事スペース、御案内のとおり大きく取って、売るだけじゃなくて県としての情報発信をしていく、誘客につなげていくことが非常に大事と我々考えておりますので、そういう意味で、催事スペースを大きく取って、そこで試食・試飲をしていただく情報発信の仕方、もちろんお店への誘客にもつなげておりますけれど、そこら辺を重点的に取り組んできておるところです。もう一つ、3つ目の白丸ですけれども、商品説明であるとかポップの作成です。お店のコンセプトとして、高知のよさである、飾り気がなく居心地よくというようなことをお店のコンセプトとしておりますので、手書きのポップで、県民にこういう形で人気でありますとか、ぬくもりあふ

れる感じでお伝えすることに注力をして取り組んできております。

1つ右の隣が見えてきた課題です。①②③のところですが、新規顧客のこれからの開拓、 リピーターを確保していく、客単価を向上させていく。やはりこれまで御祝儀的な相場と いった面もありますし、今後お客様が落ちていく可能性も高いと思っています。さらにこ ういった部分を注力していく必要があるんだろうと認識をしておりますので、このあたり 大変大事な課題だと思っております。

1つ右の対応策のところですけれども、例えば一番上に①②③とあるのは、左の課題の番号に対応する形で、どういう課題に対する対応策かを記載しております。上から3つ目の項目、高知のイメージの演出強化です。高知のオフィシャルなアンテナショップであることもより強力に出していく必要があると思っておりますし、インバウンドの方、これからいろいろ迎える中で、高知はどういう場所かというのも分かりやすくするように、例えば高知と関西の位置関係を示したようなパネルを作りまして、外国語表記も入れるような形で、こういうエリアが高知にはあるといったことも含めて分かりやすくお伝えできるように、そういったところも注力していかなければと思っております。その下の項目、接客のさらなる向上です。スタッフについては、高知出身者も多い状態ではありますけれども、商品の試食を実際にして御自分の言葉で提案してもらったり、観光情報、ひいては移住情報とかも含めてつながるような形の情報ができるように、このあたりはだんだんにではございますけれども、非常に大事なこととして、お店側でも認識しておりますので、このあたりの向上は非常に大事だろうと思っております。

一番右の中期的な対応策、今後の取組についての項目ですけれども、効率的な発注の仕組みですとか、一番下にストックヤード確保と書いていますが、テナントで入居しておりますので商品のストックを入れるスペースが狭い状態がございます。物理的にそこを確保することも今検討しておりますけれども、発注の仕方自体、発注タイミングなどを順次工夫しながら、今探っておりまして。割と欠品とか生じないような形での改善は既にしてはおるんですけれども、ストックヤードの確保と併せて、こういったあたりも大事なことだと思っていますので、取組を進めていきたいと考えておる状態です。

真ん中段が情報発信でございます。真ん中段の一番左にこれまでの取組と書いておりますが、その一番上にメディアへのプロモート活動、いわゆる取材誘致の活動として項目を記載しています。露出として、9月末までに60件の露出をしております。アンテナショップとしてこれをきっかけに高知の情報を発信していく、関西に発信していくことを大事にしておりますので、このあたり非常に大事なことだろうと思っています。非常に注力をしているところです。そういう中で、1つ右の、2か月で見えてきた課題のところに書いてございますが、一番上の集客アップに向けたプロモーションの強化です。お店自体、今後集客が落ちていく可能性があることで、当然そこに向けて集客アップをしていく。その下

にメディアの再取材と書いておりますけれども、お店がオープンしたという点では結構多くの取材をいただいているんですが、逆にそういうトピックスがなくなってしまうと取材がされなくなってしまうと、そういうことも当然リスクとしてありますので、ここら辺は手を打ちたいと思っています。具体的には、左の列の取組に戻っていただきまして、一番下にオープン1か月記念イベントと書いておりますが、9月7日、8日にイベントを開催しました。地下に大きな催事スペースがございまして、まだ当時、貸出しはしてなかったんですけれども、交渉して、高知が初めて貸していただいて、そこで農、林、水、それから移住や観光も含めて、各部で連動してPRをさせていただきました。そういう意味での、お店だけじゃない情報発信、それからお店に対する、メディアが取材する機会をつくるようなことを企図してこういうイベントを開催しております。今後も、こちら側から仕掛ける形でメディアに対してアプローチしていきたいと思っております。

右から2つ目の欄ですけれども、対応策のうち御覧いただきたいのが3つ目の項目ですけれども、「とさとさ」を拠点とする「土佐すきやねん隊」の設置と書いています。メディアだけじゃなくて、いわゆるお店を応援いただく、つながりをつくるということで9月8日から取り組んでおります。情報発信をいろんな個人個人でしていただくとか、お店の催事を手伝っていただくようなことに協力をいただける方を募って、リアルの部分でもつながりをつくって情報発信に御協力いただくことで、プロモーションを展開していくことにも取り組んでいるところです。

一番右に、メディアに、今後の取組の欄ですけれども、メディアは先ほど言ったような形でアプローチをしていくとしまして、2つ目、3つ目の丸ですが、高知に関係する飲食店は100店舗以上関西にございます。そういう店と連携するとか、2階のアンテナショップフロアのほかの県のアンテナショップと連携してキャンペーンをしていくことも、さっき言ったネタにもなりますし、大きな広がりのある面的な展開もできるので、そういったことにもこれから取り組んでいきたいと考えておるところです。

一番下の列、外商活動のところですけれども、これまでの取組の一番下の項目の一番上の丸、アンテナショップを活用した商品提案。バイヤーをアンテナショップに呼んで、ショールームとして見ていただいて、商談を進める。それから一つ下の丸ですけれども、催事・テストマーケティング。県内の事業者にトライアル的に出ていただいたり、PRをしていただく場として提供する。こういった形で外商につなげる動きをしているのはもちろんでございますし、下に括弧書きでちょっと囲んでおりますのは、営業活動ですけれども、お店に直接だけではなくて、関西エリアの地産外商公社が営業活動している件数を直接お店に関係ないので括弧で書いています。ただ、これはこれで非常に重要なことだと思っております。その関係でいいますと、右の隣の課題、それから対応策、今後の取組のところにも同様のことを書いているんですが、まとめて御説明させていただくと、これまでも大

阪の地産外商公社がコネクションをつくっていて、営業活動している部分がありますが、このお店ができたことをきっかけに、お店がオープンしましたんでと再度営業をかけていただいたりとか、お店ぜひ見に来てもらえませんか、こういう催事やっているので見に行きませんか、こういうようにお店の棚が変わったので見に行きませんかといった形で呼び込んで、そこで商談をしていく形で、とさとさをきっかけに、さらにその外商活動全体を後押ししていく、進めていくことにつなげていきたいと考えております。具体的に1点、記載はしておりませんが、例示をさせていただきますと、関西で有名なライフというスーパーチェーンがあるんですけれども、今月、163店舗ぐらいで高知フェアをやっていただけることが決まっております。これは4月に高知に商談に来ていただいて、県内の事業者40社と結びつけてこういう形になっているんですが、8月にお店がオープンしたときもバイヤーを呼んで、お店でいろいろ御説明もしました。いうような流れで、今度10月、やることになっておりますし、来年度に向けても、商談を前向きに検討いただけているお話もあります。お店の売上げじゃなくて、こういう大きな外商活動につなげていく上で、ここをきっかけにしながら広げていくことも非常に大事だと思っておりますので、そういった部分にも取り組んでいるところです。

私からの説明は以上とさせていただきます。

- ◎土森委員長 質疑を行います。
- ◎中根委員 本当に大変だったと思いますけど、スタートして、今後の課題がいろいろあるけれど、東京のアンテナショップなんかは新たな製品を売り出しながらも、また引き戻してより良いものに、付加価値をつけてまた売り出すこと、ローテーションをずっとしていったと思うんです。その精神はとさとさでも、もちろんオーケーかなと思うんですが、そのあたりの取り組み方はどうでしょうか。
- ◎吉野地産地消・外商課長 おっしゃる通りで、お店の売上げだけじゃなくて、そこの外商につなげる活動の後押しにつなげていくことは非常に大事な点だと思っております。そういう意味で、テストマーケティング的な形で商品を開発していただく場として使っていただくことは東京でもしておりますし、関西でもやっております。お客様の反応が、若干違っていたりすることは既に聞いているところではあります。そういう点で、両方でやる価値もあると思っておりますので、そこら辺は大事な問題として、おっしゃるような形で進めていきたいと思っております。
- ◎土森委員長 四万十市が枚方市と友好都市を提携して今年で50周年ということで、中村へ来ますので、そのときにもPRできればと思います。

質疑を終わります。

以上で、地産地消・外商課を終わります。

これで産業振興推進部を終わります。

# 《採決》

◎土森委員長 それでは、これより採決を行います。今回の議案数9件で、予算議案1件、 条例その他議案8件であります。

それでは採決を行います。

第1号議案「令和6年度高知県一般会計補正予算」について中根委員から修正案が提出 されておりますので、書記に配付させます。

### (修正案配付)

- ◎土森委員長 それでは、修正案の提出者の説明を求めます。
- ◎中根委員 第1号議案の中の大阪・関西万博に関するイベント開催委託料4,976万8,000円、この債務負担行為をゼロにする修正案を出したいと思います。

議論の中でも申しましたけれども、大変危険な、いまだに安全宣言が出ないところに、 本当に持っていっていいのかどうか、このことが一番気にかかるところです。

もう一つは、万博ということで、2日間で約5,000万円、こういうお金の使い方がいかがなものかと。今日の議論の中でも、地域観光課の説明の中で、アンパンマンなどの2年間で1億円の予算。2年間で1億円の予算の立て方と、2日間で5,000万円の予算の立て方、とても特化されているようで大変気にかかりました。基本は、安全面が担保されないところにこういうイベントを持っていっていいのか。こういう点で修正案を提出しましたので、どうぞよろしくお願いします。

◎土森委員長 修正案はただいま提案されたとおりでございます。修正案提出者に対する 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

これより修正案の採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

◎土森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより採決に入ります。第1号議案「令和6年度高知県一般会計補正予算」に対する、 中根委員から提出された修正案について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 挙手少数であります。よって、修正案は、賛成少数をもって否決されました。

それでは引き続いて、第1号議案「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 挙手多数であります。よって、第1号議案は、賛成多数をもって原案どお

り可決することに決しました。

続きまして、第6号議案「高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例議案」を原案ど おり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

#### (賛成委員举手)

◎土森委員長 全員挙手であります。全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第15号議案「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

# (賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第15号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第16号議案「高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

# (賛成委員举手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第16号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第17号議案「高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

## (賛成委員挙手)

◎土森委員長 挙手多数であります。よって、第17号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

第21号議案「国道493号(北川道路・柏木2号橋上部工)道路改築工事請負契約の締結 に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

# (賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第21号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第22号議案「国道441号防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

## (賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第22号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

続きまして、第24号議案「国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(Ⅱ))工事請 負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委 員の挙手を求めます。

# (賛成委員挙手)

**◎土森委員長** 全員挙手であります。よって、第24号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

続きまして、第25号議案「県道の路線の廃止に関する議案」を原案どおり可決すること に賛成の委員の挙手を求めます。

### (賛成委員挙手)

**◎土森委員長** 全員挙手であります。よって、第25号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

#### (執行部退席)

◎土森委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。それでは、来週7日月曜日及び8日火曜日の委員会は休会とし、9日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめなどを行いますので、よろしくお願いいたします。

これで本日の委員会は閉会いたします。

(15時30分閉会)